

# 2012

ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌



# Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと 現在から未来への担い手として 新しいライフスタイルをつくるため 常に創造と革新にチャレンジします。

# Mission

お客様との直接対話を通して 合理的で質の高い保険サービスを提供し 安全で安心できるパーソナルライフの 実現に貢献していきます。

# ■会社概要

社 名 (英文社名)	ソニー損害保険株式会社 (Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長設 立年月日	山本真一 1998年6月10日 (ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
資 本 金	200億円
株主	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (持株比率100%)
事業内容	損害保険業

# ■沿革

1999年 7月	本社を東京都大田区におく
1999年 8月	資本金を50億円とする(資本準備金50億円)
1999年 9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得し
	社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更
	自動車保険のインターネットでの申込受付開始
1999年10月	自動車保険の電話での申込受付開始
2000年 7月	100億円増資し資本金100億円に(資本準備金100億円)
2001年 8月	100億円増資し資本金150億円に(資本準備金150億円)
2002年 6月	ガン重点医療保険販売開始
2003年 6月	100億円増資し資本金200億円に(資本準備金200億円)
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴い
	その傘下に入る
2009年 5月	海外旅行保険販売開始

1998年 6月 ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立

# INDEX

1	業績・	トピックス
	<b>→</b>	1 – / / / / /

代表的な経営指標	4
トピックス	9

# 2 "Feel the Difference"実現に向けた取組み

お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて	11
お客様の声を業務に活かす	12
積極的な情報の開示・提供	15

# 3 取扱商品・サービス体制

保険のしくみ	17
取扱商品	20
保険金お支払いまでの流れ	22
保険金お支払いまでのサービス	23
ご契約者向けサービス	26

# 4 ソニー損保の経営

	コーポレート・ガバナンス	28
	コンプライアンス	30
	販売·勧誘方針	32
	お客様情報・企業情報の取扱い	32
	リスク管理	34
	CSR(企業の社会的責任)への取組み	36
	ソニーフィナンシャルホールディングスグループ	40
デ-	ータ編	41

# ごあいさつ

2011年度は、主力の自動車保険の新規契約 獲得が好調に推移し、保有契約が順調に増加し たことで、正味収入保険料は前年度から7.9%増 え、791億円となりました。これに資産運用収益 等を加えた経常収益も前年度から8.0%増え、 800億円となりました。経常利益は、自動車保険 の損害率の悪化があったものの、保険料の増収 効果や異常危険準備金の取崩しにより、前年度 より33.3%増え、28億円となりました。また、当 期純利益は、税制改正に伴う繰延税金資産の取 崩しがあったため、前年度並みの12億円となり ました。なお、2012年3月末の単体ソルベン シー・マージン比率(現行基準)は557.8%となり、 引続き十分な財務的健全性を確保しています。

自動車保険は、2011年2月に商品改定を行い保険料水準を見直したため、損害率は改善傾向に向かうと見込んでおりましたが、逆に上昇する結果となりました。これは人身系事故にかかわる保険金単価の上昇があったことなどによるものです。今後とも損害率の推移については注意し、必要に応じ追加的に適正化の対策を講じてまいります。

2011年度には、ガン重点医療保険SURE 〈シュア〉の商品改定も行いました。先進医療の保障を新たに追加しましたが、その商品性をお客様から評価いただき、新規契約の獲得が好調に推移しました。また、サービス面ではスマートフォン向けの無料アプリ「トラブルナビ」と「ドライバーズナビ」を提供し、お客様のみならず多くの方にご利用いただいております。CSR活動の面では、2011年4月に、苦情対応マネジメントシステムの国際規格「ISO10002」の自己適合宣言



を行い、8月には、自動車保険でエコマーク認定 を取得しました。また、東日本大震災で被害を受 けられた地域を応援する活動にも取組むなど、 活動領域を一層広げることができました。

情報システムにおいては戦略的投資を継続しておりますが、2012年度に、営業上重要となるシステムの再構築が完了するため、競争力の一層の強化が図られると期待しています。事業環境については、競争はますます厳しさを増すとともに、スマートフォンの普及など、インターネットの果たす役割が一層拡大しています。こうした環境に適応して、ビジネスモデルを進化させるとともに、商品やサービスの顧客価値を高め、さらに一層多くのお客様から信頼と支持を得られるよう努力したいと思います。引続き皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長 レ 4 4 一

# ソニー損保のスローガンは

『"Feel the Difference"~この違いが、保険を変えていく。~』です。 お客様にとって価値ある「違い=Difference」を ビジネスのあらゆる領域において創造し、 お客様に提供していこうという私たちの意思を表しています。

# FEELTHE Difference

この違いが、保険を変えていく。

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。 他の保険会社にはない、先進的な「違い」。 お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。

これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、 私たちは次の5つを実践します。

# Innovative & Professional

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

# Progress with Customers

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

# Committed Service & one on one Solutions

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

# Sincere & Faithful

真摯に取組み、誠実に対応します。

# **Convincing Satisfaction**

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

<sup>&</sup>quot;Feel the Difference" 実現に向けた取組みについては、11~16ページをご参照ください。

# 代表的な経営指標

過去5会計年度における代表的な経営指標の推移は以下のとおりです。

過去5会計年度における代表的な経営指標の推移は以下のとおりです。					
区分	2007	2008	2009	2010	2011
正味収入保険料	55,001	61,106	67,440	73,343	79,141
正味損害率	53.5%	55.0%	57.2%	60.0%	63.3%
正味事業費率	26.7%	26.7%	26.1%	25.5%	25.7%
コンバインド・レシオ	80.3%	81.7%	83.3%	85.6%	89.0%
保険引受利益	2,277	1,665	1,979	1,469	2,109
経常利益	2,817	2,178	2,565	2,144	2,859
当期純利益(△は損失)	2,185	△1,556	1,604	1,297	1,299
単体ソルベンシー・マージン比率(現行基準)*	-	-	-	631.0%	557.8%
単体ソルベンシー・マージン比率(旧基準)	1,073.9%	993.0%	1,018.5%	981.4%	_
総資産額	78,645	86,698	98,340	109,382	118,612
純資産額	15,385	13,678	15,482	16,772	18,009
その他有価証券評価差額	△ 23	△173	25	19	△44
不良債権の状況(リスク管理債権)	_	_	_	_	_

<sup>\*</sup>単体ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、2011年度から新しい基準(現行基準)が適用されています。 なお、2010年度については、新しい基準(現行基準)で算出した単体ソルベンシー・マージン比率を参考開示しています。

2011年度の業績概要は以下のとおりです。

# 正味収入保険料

主力商品の自動車保険における保有契約件数が増加した結果、正味収入保険料は前年度より7.9%増の79,141百万円となりました。

なお、2012年3月末の保有契約件数は、自動車保険で135万件、自動車保険とガン重点医療保険の合算で149万件と順調に増加しています。

# [正味収入保険料]

ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料





\* 保有契約件数は、正味収入保険料の99%を占める自動車保険およびガン重点医療保険の合算数値です。

# 正味損害率

主に、自動車保険における保険金単価の上昇による支払保険金増加により、前年度から3.3ポイント上昇して63.3%となりました。



正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額(正味支払保険金)と損害調査に要した費用(損害調査費)の合計額の割合です。





# 正味事業費率

システム関連費用の増加などにより、前年度から0.2ポイント上昇して25.7%となりました。

# 正味事業費率の推移 40 - 26.7 26.7 26.1 25.5 25.7 20 - 2007 2008 2009 2010 2011 (年度)

# [正味事業費率]

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために要した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

正味事業費率(%)=(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料×100

# コンバインド・レシオ

正味損害率および正味事業費率の上昇により、2010年度より3.4ポイント上昇し89.0%となりましたが、引続き損害保険業界において低い水準を維持しています。

# [コンバインド・レシオ]

正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

コンバインド・レシオ(%)=正味損害率(%)+正味事業費率(%)



# 保険引受利益

正味収入保険料の増加により経常収益が増加したこと、 自動車保険における正味損害率の上昇に対し異常危険 準備金を取崩したことなどにより、保険引受利益は、2010 年度より43.5%増加し、2,109百万円となりました。

# [保険引受利益]

保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。 保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保 険金や損害調査費など)と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控 除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額など)を加減した ものです。



保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

# 経常利益

保険引受利益の増加に伴い、経常利益は2010年度より 33.3%増の2,859百万円となりました。

# [経常利益]

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。



# 当期純利益

経常利益の増加に伴い、2010年度より0.2%増の1,299 百万円となりました。

なお、法人税率引下げに伴い繰延税金資産の一部を取崩 した影響で、当期純利益の増加率が経常利益に比べて小 さくなっています。

# [当期純利益]

経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、 法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社 の最終的な利益を示します。



\* 2008年度の純損失は、特別損失として固定資産処分損を計上したことなどによるものです。

# 単体ソルベンシー・マージン比率

2011年度末の単体ソルベンシー・マージン比率は、2010年度末より現行基準ベースで73.2ポイント低下して557.8%となりましたが、保険金の支払能力に問題がないとされる基準である200%を大きく上回る、十分な支払余力を保持しています。

#### [単体ソルベンシー・マージン比率]

損害保険会社は、保険金支払い等に備えて準備金などを積立てていますが、巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を有していることが必要です。このような通常の予測を超える危険(リスク)に対する保険会社の支払能力の状況を示すものが単体ソルベンシー・マージン比率で、経営の健全性を測る指標のひとつです。

なお、同比率の信頼性の一層の向上の観点から、算出に係る法令等が改正され、2011年度から新しい基準が適用されています。そのため、年度間の数値の単純な比較はできません。また、新しい基準では、リスク計測の厳格化などにより、2010年度までの基準に比べ低下する場合がありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

☞ 詳しくは52・53ページをご参照ください。



\*2010年度については、新しい基準(現行基準)で算出した単体 ソルベンシー・マージン比率を参考開示しています。

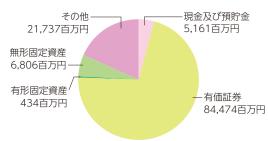
# 単体ソルベンシー・マージン比率(%)

= 単体ソルベンシー・マージン総額(資本金・準備金等の支払余力) 単体リスクの合計額(通常の予測を超える危険)×1/2

# 総資産額

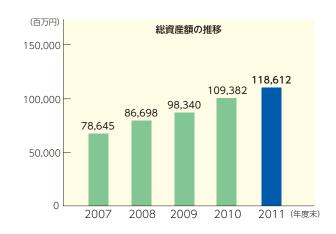
2011年度末の総資産額は、2010年度末より8.4%増の、118,612百万円で、総資産のうち運用資産は89,890百万円となりました。資産運用にあたっては、安全性、流動性に留意しつつ、安定的な収益の確保に努めています。

# 2011年度末の総資産の構成



# [総資産額]

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。



# 純資産額

2011年度末の純資産額は、2010年度末より7.4%増加 し、18,009百万円となりました。

# [純資産額]

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の 負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合 計」です。損害保険会社の担保力を示します。



# その他有価証券評価差額

2010年度末より63百万円減少し、△44百万円となりました。

#### [その他有価証券評価差額]

有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、「売買目的有価証券」 「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」に 区分します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の 時価と取得原価との差額のことをいいます。「その他有価証券」は貸借 対照表上では時価で計上されますが、時価と取得原価との差額(評価差額)は損益計算書には計上されず、税金相当分を控除した上で「純資産の部」に直接計上されます。

# 不良債権の状況

[リスク管理債権] [債務者区分に基づいて区分された債権]ともに該当する債権はありません。

#### [リスク管理債権]

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する(返済状況が正常ではない)債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

#### [債務者区分に基づいて区分された債権]

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

# 業績の順調な伸展

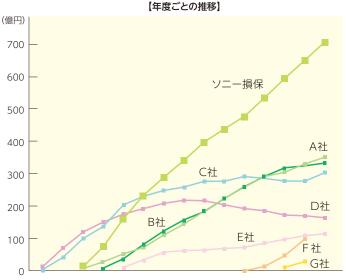
ソニー損保は1999年秋にインターネットや電話を通じた保険商品のダイレクト販売というビジネスモデルで営業を開始し、お客様にとって価値ある商品やサービスの提供に向けて継続的に取組むことで、業績を順調に伸ばしてきました。

主力商品である自動車保険は、「走る分だけ」の合理

的な保険料、「お約束サービス」や「インフォームド・コンセントの考え方」の導入などによる高品質な事故解決サービス、充実したロードサービスなどがお客様にご支持いただけた結果、保有契約件数が順調に増え、2012年3月末には135万件を超えています。また、日本の自動車保険市場は、各社による継続的な保険料引上げにより2011年度については保険料収入が前年度より若干増加しましたが、長期的に見ればほぼ横ばいで推移しています。一方、ダイレクト自動車保険市場については、価格競争力のある保険料や高品質かつ均質なサービスに対する認知向上により、順調に拡大しています。なかでもソニー損保は、ダイレクト自動車保険市場において、2002年度に売上No.1(\*1)となって以来、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として、年々存在感を強

# 主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移

(各社の公表資料などからソニー損保が作成)



1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011

(\*1)売上とは元受正味保険料のことで、保険会社がお客様から受取った保険料を指します。ここでは、2011年度末時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社8社を対象とし、2011年度の業績については、2012年6月21日までに公表された数値を表示しています。

めてきました。

<sup>☞ 2011</sup>年度の事業の概況については、42・43ページをご覧ください。

# 2011年4月から2012年3月までのトピックスは以下のとおりです。

# お客様向けサービス(スマートフォン向け無料アプリケーション提供)

「クルマとすごす、あなたのそばに。」というコンセプトに基づいて、スマートフォン向けアプリケーションの提供を開始しました。いずれも、ご加入の保険会社にかかわらず、無料(\*1)でダウンロードすることができます。

# ■ 2011年4月 「トラブルナビ」提供開始

「トラブルナビ」は、ドライバーが車の事故や故障などのトラブルに遭遇したときに、「どのような順序で何をすれば良いか」「記録しておくべき情報は何か」など、その場での的確な行動をナビゲートするアプリです。

スマートフォンユーザー以外の方に もご利用いただけるよう、携帯電話 版も用意しています。



トラブルナビ画面例

# ■ 2011年8月 「ドライバーズナビ」提供開始

「ドライバーズナビ」は、ドライバーが自分の運転の傾向を確認できる 安全運転診断機能が付いたアプリ です。

安全運転診断、燃費チェック、メンテチェックの3つの機能があり、スマートフォンを車内に置いて、運転前に記録開始ボタンを押すだけで簡単に安全運転診断ができます。



ドライバーズナビ画面例

(\*1) ダウンロードやアプリケーションご利用時の通信料はお客様負担となります。

# 商品

# ■ 2011年4月 ガン重点医療保険SURE〈シュア〉商品改定

費用を気にせず安心して治療に専念していただけるよう、「先進医療費保障特約」と「入院時の手術保障範囲拡大特約」の2つの特約を新設し、すべてのご契約に自動でセットしました。

「先進医療費保障特約」では、公的医療保険制度(健康保険)の対象外であるために、全額自己負担となる先進医療

の技術料を保障することとしました。また、「入院時の手術保障範囲拡大特約」では、約款で定められた所定の手術以外でも、入院を伴う公的医療保険制度(健康保険)対象の手術を受けられた場合に保障の対象としました。

- \*2011年7月1日以降を保険始期とするご契約が対象です。
- ガン重点医療保険SURE〈シュア〉については、20ページをご参照ください。

# ウェブサイト、ソーシャルメディア

# <ウェブサイト>

# ■ 2011年11月 「事故解決品質」ページ追加

自動車保険の事故解決サービスに対するお客様の疑問や不安の解消を目指し、「事故解決品質」を伝えるためのページをウェブサイトに追加しました。

自動車保険は、将来の万一の事故に備えて契約時に保険料を払っていただく商品で、事故解決サービスの内容は事前に体験していただくことができません。そのため、万一の事故

【「事故解決品質」ページ】http://from.sonysonpo.co.jp/kaiketsu/ ☞ ウェブサイトでの情報開示・発信については、15・16ページをご参照ください。 時に、誰が、どのような思いで、どのようなサービスを提供しているかを、「事故解決品質」ページで具体的にお伝えすることを目指しています。



「事故解決品質」ページ トップページ

# <ソーシャルメディア>

# ■ 2011年10月 公式Facebookページ開設

ソーシャルメディア上でのお客様とのより双方向性の高いコミュニケーションを目的に、公式Facebookページを開設しました。社員のメッセージ、社内の取組みなど多岐にわたる情報を、当社社員が写真や動画とともに紹介しています。

# ■ 2011年10月 広報公式Twitterアカウント開設

Twitterに広報の公式アカウントを開設し、広報担当者が、ソニー損保に関する出来事を中心に各種情報を発信しています。

# ■ 2011年11月 公式採用Facebookページ開設

学生の皆様にソニー損保をより深くご理解いただくことを目的に、公式採用Facebookページを開設しました。公式新卒採用サイトの更新情報のほか、社風や社員の様子などソニー損保を身近に感じていただけるような情報を紹介しています。



式採用Facebookペー トップページ

# **CSR**

# ■ 2011年4月 苦情対応マネジメントシステムの国際規格 「ISO10002」自己適合宣言

2011年4月1日付で、苦情対応に関する国際規格「ISO10002」 (品質マネジメント〜顧客満足〜組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築したことを、ダイレクト型の損害保険会社としては初めて(\*1)宣言しました。

これを機に、従来から取組んできた「お客様の声」を真摯に受けとめて業務品質改善やお客様満足向上に活かす活動を、一層推進しました。自己適合宣言時にも第三者意見書を取得しましたが、その後の取組みについて評価いただくため、2012年3月には2012年版の第三者意見書を取得しました。

- (\*1) 「ISO10002」自己適合宣言時の2011年3月31日時点における、 ソニー損保の調査によります。また、ダイレクト型の損害保険会社とは、 商品の販売やサービスの提供を、主に代理店等を介さずに行っている、 日本国内の損害保険会社をさしています。
- \* [ISO10002]自己適合宣言、および、専門家からの第三者意見書 (2011年版、2012年版) は、ウェブサイト (http://www.sonysonpo.co.jp/shinrai/sengen.html) でご確認いただけます。

# ■ 2011年8月 自動車保険で、エコマーク認定取得

2011年8月31日付で、財団法人日本環境協会より、自動車保険についてエコマーク認定を取得しました。ダイレクト自動車保険でのエコマーク認定の取得は、ソニー損保が初めてです。(\*2)



1999年の開業以来 '環境にやさしい企

業'を目指し、環境マネジメントシステムの国際規格 ISO14001のグローバル統合認証取得、グリーン電力証書システムの導入、自動車保険における環境負荷軽減を目指したご契約者参加型の「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」実施など、環境保全活動を積極的に推進してきました。今後も、'環境にやさしい企業'であり続けられるよう、保険商品・サービスの提供や業務を通じた環境保全活動に取組んでいきたいと考えています。

(\*2) ダイレクト自動車保険とは、ダイレクト販売(電話やインターネットなどの 通信手段を利用して商品説明を行い、お客様から直接申込みを受ける 販売手法)による自動車保険をさします。また、ダイレクト自動車保険初で あることは、2011年8月31日時点におけるソニー損保の調査によります。

# 東日本大震災で被害を受けた地域を応援するための取組み

2011年度は東日本大震災で被害を受けた地域を応援するため、再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人そらべあ基金と協同で以下の取組みを行いました。

# ■2012年2月 「そらべあ発電所」3基を東北地方の幼稚園・保育園に寄贈

東日本大震災による被害が特に大きかった、岩手県・宮城県・福島県の3園に太陽光発電設備「そらべあ発電所」を1基ずつ寄贈しました。

# ■2012年2月 福島県いわき市の小学校でワークショップを実施

福島県いわき市の小学校で、6年生全員を対象に、再生可能エネルギーを題材にしたコミュニケーションアート(\*3)のワークショップを実施しました。

- (\*3) コミュニケーションアートとは、自らの考えをアートで表現することで感性や創造性を育み、そして、互いのアートを鑑賞することで自由な発言や意見交換などのコミュニケーションを楽しんだり活発にしたりするための手法です。
- ☞ CSR活動については、36~39ページをご参照ください。

# お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて

ソニー損保は、スローガン"Feel the Difference"のもと、お客様にとって価値ある「ソニー損保ならではの違い」の実現を目指しています。「お客様の声」に真摯に耳を傾け、お客様とより良い関係を築き、お客様にとって快適な、また、価値を感じていただけるサービスや商品を提供するために努力を続けています。

# ダイレクトコミュニケーション

お客様と直接コミュニケーションが図れるというダイレクト保険会社の特長を活かし、お客様との信頼関係の構築と、お客様サービスの一層の充実を目指しています。

また、お客様とのコミュニケーションを通じて各部門に寄せられた「お客様の声」は当社の貴重な財産と捉え、サービス品質向上など業務に活かすために担当部門が収集し分析しています。

☞ 「お客様の声」を業務に活かす取組みについては、12~14ページをご参照ください。

# ■ カスタマーセンター

お客様からの電話やEメールによるお問合せ対応のほか、お客様の契約手続の受付けから契約後のケアまで行っています。お客様との円滑なコミュニケーション、そして、お客様にとって最適なソリューションの提案ができるよう、スタッフひとりひとりが常にわかりやすい説明やスピーディーな回答を心掛けています。



# ■ サービスセンター

自動車保険では、24時間365日フリーダイヤルで事故受付をしています。事故受付後は、専任の担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりながら、お客様の立場にたって、少しでも早い事故解決を目指し、責任を持ってサポートします。また、医療保険や火災保険などでも、専任の担当者がお客様からのさまざまなご相談に応じながら、保険金のお支払いまできめ細かにサポートします。

☞ 保険金お支払いまでのサービスについては、23~25ページをご参照ください。

# ■ ロードサービスデスク

自動車保険では、お客様の快適なカーライフをサポートするため、24時間365日体制で事故時はもちろん故障時もお客様をサポートするロードサービスを無料で付帯しています。ロードサービスデスクでは、お客様からのご連絡にスピーディーかつ適切に対応し、お客様に大きな安心をお届けできるよう体制を整えています。

☞ ロードサービスについては26ページをご参照ください。

# ■お客様相談室

お問合せやご相談にお応えするほか、ご意見・苦情などもお伺いしています。ひとつひとつの「お客様の声」にしっかりと耳を傾け、声と一緒になった思いも受けとめていくことで、お客様に共感・ご納得いただけるコミュニケーションの実現を目指しています。

# ■ 商品

お客様に価値を感じていただける独自商品の開発に取組んできました。自動車保険における走行距離リスクファクターの導入(保険料は走る分だけ)や「くりこし割引」制度、「おりても特約」の提供、また、ガン重点医療保険における60歳以降の保険料が半額になる仕組みなどがその一例です。今後も、お客様にとって価値あるソニー損保ならではの商品の開発に向けた取組みを続けます。

☞ 商品については20・21ページをご参照ください。

# ■ ソーシャルメディア (Facebook、Twitter)

ソニー損保の社員がお客様と直接コミュニケーションを図るツールとして、FacebookやTwitterも活用しています。 社員の紹介などソニー損保の顔が見えるような情報をタイムリーに発信し、お客様がソニー損保に触れるきっかけを増やすことを目指しています。

# お約束サービス

各種サービスの具体的な内容やサービス提供までの時間を、広告やウェブサイトを通じて、事前にお客様にお約束するサービスを実施しています。これは、あらかじめお約束することで、お客様の不安の軽減やお客様とのより快適なコミュニケーションの実現を目指したもので、2012年6月現在、以下のお約束サービスを提供しています。

- ・契約手続に関するEメールでのお問合せへの3時間以内の返信(\*1)
- ・事故受付後3時間以内のお客様専任担当者からのご連絡(\*2)
- ・「即日安心365」サービス(\*2)
- (\*1) 平日9:00~17:00に受信した契約手続に関するEメールが対象です。
- (\*2)自動車保険のサービスです。また、受付けた時間や内容によって 対象外となる場合があります。
- ☞ 事故受付後3時間以内のお客様専任担当者からのご連絡、「即日安心 365」サービスについては23ページをご参照ください。

# お客様の声を業務に活かす

お客様により大きな「安心」をお届けできるようにするため、また、お客様によりご満足いただけるサービス品質を実現するため、「お客様の声」に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしています。

# 「お客様の声」を積極的に伺うためにさまざまなアンケートを実施

お客様へのサービスのさらなる向上を目指し、各サービス提供後にお客様のご意見やご感想をお伺いする各種アンケートを実施しています。

# ■ カスタマーセンターで実施しているアンケート

電話で自動車保険の見積りや問合対応をさせていただい たお客様を対象に、ソニー損保のスタッフの対応について の満足度を伺うアンケートを実施しています。アンケート結

果は担当したスタッフにフィードバックし、お客様対応品質の向上に活かしています。



電話見積後に見積書・申込書と 一緒にお送りするアンケート

# ■ サービスセンター、ロードサービスデスクで 実施しているアンケート

自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様を対象に、ソニー損保の提供したサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より高品質な事故解決サービスやロードサービスを実現するための施策検討に活かしています。



事故解決サービスに関するアンケート (ハガキ)



コードサービスに関するアンケート (ウェブサイト)

# ■ 自動車保険のサービス全体についてのアンケート

自動車保険のサービスに関するご不満な点・改善すべき点についてお客様にお伺いする「お客様サービス」品質アンケート(\*1)を定期的に実施しています。お客様からご指摘いただいた点について改善策を検討し、お客様にさらに高い満足を感じていただけるよう取組みを進めています。

(\*1) 「お客様サービス」品質アンケートとは、サービス全般に関して「満足」と評価してくださったお客様にも、どこかにご不満な点があるのではないかとして「お客様の声」を伺い、改善を要する不満点を洗い出して、満足度の向上につなげていくことを目的にしたアンケートです。

# 「お客様の声」を業務に活かすための取組み

お客様からいただいたご意見やご不満の声は、会社の健全な発展と成長に向けた重要なメッセージとして真摯に受けとめ、 全社で共有しています。そして、その内容を適切に把握して業務品質改善に活かし、商品やサービスをお客様にとって価値 あるものに発展させていきます。

特にご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進めています。

# ■ 「ISO10002 | 自己適合宣言

「お客様の声」を業務品質改善やお客様満足向上に活かす取組みを体系化することで、2011年4月に、苦情対応に関する国際規格「ISO10002」(品質マネジメント~顧客満足~組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築したことを宣言しました。

また、自己適合宣言から1年が経過する2012年3月に、「ISO10002」の規格に合致した苦情対応態勢が継続していることを確認するため、前年に引続き2012年版の

第三者意見書を取得しました。 今後も、お客様と直接コミュニケーションを図るダイレクト保険会社の特長を活かした「お客様の声」の傾聴、そして、「お客様の声」を真摯に受けとめて業務品質改善やお客様満足向上に活かす活動を、さらに推進していきます。



第三者意見書2012年版

# ■「お客様の声」への対応 (ご意見やご不満の声の受付・改善態勢)

ソニー損保では、右図の態勢で「お客様の声」 (ご意見やご不満の声)を真摯に受けとめ、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。

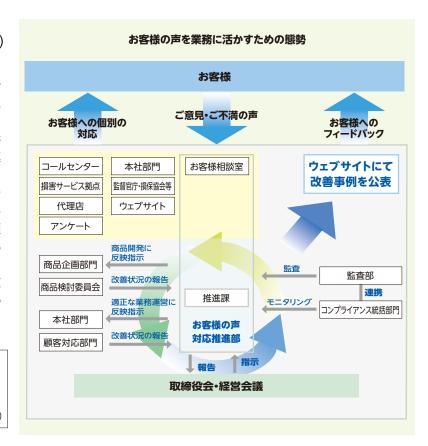
お客様相談室をはじめとする社内の各部門でお 伺いした「お客様の声」は、お客様の声対応推進 部が一元的に管理しています。

ご不満の声については、月次で集計して内容の分析を行い、四半期単位で経営陣に報告しています。特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。このほか、必要に応じて関連部門にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。

ソニー損保に関するご相談やご質問、ご意見は、 「お客様相談室」で直接お伺いしています。

# お客様相談室 0120-101-656

受付時間:午前9時~午後5時30分(土日、休日を除く)



# お客様のご不満の声の内訳

当社では、「お客様の声」をお客様相談室のほか、ウェブサイトや顧客対応部門でもお伺いしています。2011年度にお客様から当社にいただいたご不満の声の内訳は以下のとおりです。

ご不満の区分	ご不満の概要	2011年 4月~6月 (第1四半期)	2011年 7月~9月 (第2四半期)	2011年 10月~12月 (第3四半期)	2012年 1月~3月 (第4四半期)	2011年度合計
商品・サービス		1,155	1,143	1,606	1,141	5,045
商品内容·引受制限	商品内容やご契約条件など	714	675	683	638	2,710
印刷物(パンフレット・申込書等)	字が小さい、表現が分かりにくいなど	441	468	923	503	2,335
ご契約の手続き		1,651	1,730	1,891	2,082	7,354
広告内容や見積り・申込手続	CM・広告内容や商品・保険料の説明が分かりにくいなど	1,156	966	1,079	1,097	4,298
ご契約の継続手続	満期案内の内容や手続方法が分かりにくいなど	350	605	636	772	2,363
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	58	56	71	44	229
その他		87	103	105	169	464
ご契約の管理		656	1,006	1,036	1,275	3,973
保険証券	保険証券の到着の遅延や記載内容など	18	23	23	1	65
ご契約の変更手続・解約手続	手続方法や手続完了までの時間など	329	430	594	690	2,043
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	8	26	29	30	93
その他		301	527	390	554	1,772
保険金のお支払い		1,661	1,669	1,682	1,586	6,598
お支払金額	保険金のお支払金額や説明が分かりにくいなど	353	356	369	323	1,401
対応の遅れ・対応方法	事故解決までの時間や対応方法など	622	624	730	665	2,641
保険金お支払いの可否	保険金がお支払いできない場合の説明が分かりにくいなど	57	54	58	67	236
接客態度	面談時や電話対応時のマナーなど	352	305	277	283	1,217
その他		277	330	248	248	1,103
その他		233	261	296	311	1,101
いずれの区分にも該当しないもの		233	261	296	311	1,101
合計		5,356	5,809	6,511	6,395	24,071

# 「お客様の声」を反映した改善事例

お客様からいただいたご意見やご不満の声については、関連部門にフィードバックし、商品や各種サービスの開発・改善に活かすと ともに、対応状況や改善事例をウェブサイト(2011年下半期分:http://www.sonysonpo.co.jp/shinrai/jirei\_2011\_2.html)で 報告しています。

改善の実施が2011年度に確定した事例の一部を以下に紹介します。

# 白動車保険

# ■ペーパーレス化への取組み(2011年9月~)

# 【お客様の声】

郵送物にたくさんの書類が入っているが今の時代にエコではない。

#### 【改善内容】

自動車保険をウェブサイトでお申込みいただく場合に、「普通保険約款・ 特約」の郵送省略をご選択いただけるようになりました。なお、「普通保 険約款・特約」は当社ウェブサイト上でいつでもご覧いただけます。

#### <変更前>





# <変更後>



# ガン重点医療保険SURE〈シュア〉

# ■ご契約時の郵送物の各種改善(2011年5月~)

# 【お客様の声】

約款が、小さくて薄いので、見づらい。

#### 【改善内容】

約款・サービスガイドについて、用紙サイズと素材を変更するとともに、 レイアウトや文字サイズについても変更を実施しました。

#### <約款>



# <サービスガイド>

# <変更前>



# 中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

中立・公正な立場のお客様相談窓口として、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」や、一般財団法人自賠責保険・共済紛争 処理機構、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。

# <手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関> 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決 機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社 の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセ ンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。 受付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めるこ とで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題 の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士など が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。 当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」

に解決の申し立てを行うことができます。

-般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は 以下のとおりです。

電話番号: 0570-022808(ナビダイヤル、全国共通・通話料有料)

IP電話やPHSからは 03-4332-5241

受付時間:平日の午前9時15分~午後5時

\*詳しくは、同協会のウェブサイト(http://www.sonpo.or.jp)をご参照 ください。

# <「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関> -般財団法人自賠責保険•共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、 公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国 から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済 紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自 賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行い ます。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金 (共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

\*詳しくは、同機構のウェブサイト(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参 照ください。

# 公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解 決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公 益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10ヵ所にお いて、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行う ほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者お よび弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

\*詳しくは、同センターのウェブサイト(http://www.jcstad.or.jp)をご参照 ください。

# 積極的な情報の開示・提供

多くの方にソニー損保の取組みや考え方についてご理解いただき、提供する商品やサービスについて適正な評価を していただくため、積極的に情報を開示・提供しています。

# ウェブサイト

自動車保険やガン重点医療保険SURE〈シュア〉などについての保険商品・サービスに関する情報や会社情報などを提供するほか、サービスの実態や品質向上に向けた取組みの紹介にも力を入れています。また、ウェブサイトの使いやすさの向上や機能の充実に継続的に取組み、随時改善を図っています。

# ~ 自動車保険 ~

# ■「事故解決品質」紹介ページ

万一の自動車事故時に、誰が、どのような思いで、どのようなサービスを提供しているかを具体的にお伝えできるよ

う、主に以下の情報を掲載 しています。



「事故解決品質」紹介ページ トップページ

# ■社員の声

事故解決に携わる社員が、自分の言葉で、日常業務におけるエピ ソードやサービス提供における考え方などを、顔写真とともにお伝え するページです。今後、登場する社員を増やしていく予定です。

# ■事故解決Q&A

お客様からよくいただくご質問や、わかりづらいと思われる事故解決に関連する情報について、Q&A形式で解説したページです。内容は随時更新していきます。

# ■わたしたちの想い

事故解決サービスに対する、損害サービス部門責任者や各担当 者の想いを紹介したページです。

# ■事故解決サービスに関連する情報などへのリンク

事故解決サービスを経験されたお客様の声(2012年5月時点で約4万件)を紹介するページのほか、公式Facebookページなど、ソニー損保のサービスをより具体的にお伝えするページへのリンクも設けました。



事故解決サービスを経験された 「お客様の声」を紹介するページ

# ■ はじめての自動車保険ガイド

はじめて自動車保険を検討されるお客様の自動車保険選びをサポートするため、主に以下の情報を提供しています。



はじめての自動車保険ガイド トップページ

# ■はじめて自動車保険を検討する方へ

ソニー損保の社員が、自動車損害賠償責任保険(強制保険)と自動車保険(任意保険)の違いや、保険料の算出方法などをわかりやすく説明しました。

# ■ケースでわかる!事故のときに役立つ保険

いくつかの事故のケースを例示して、自動車保険の必要性を説明したページです。

# ■迷ったらこれ!みんなが選ぶプラン

補償の選択方法について、多くのお客様が選んでいる標準的プランをもとに解説しています。

# ■スッキリ解決!あなたの不安にお答えします。

「「ダイレクト自動車保険」って何?」「走りすぎたら補償されないの?」など、お問合せの多いご質問とその回答を紹介しています。

# ~ ガン重点医療保険SURE〈シュア〉 ~

# ■ SURE〈シュア〉を選んだ「お客様の声」

医療保険を選ぶ際の参考にしていただけるよう、ガン重点 医療保険SURE〈シュア〉のご契約者に対して、医療保険に 加入したきっかけやSURE〈シュア〉を選んだ理由について お伺いしたアンケートの結果を紹介しています。

お客様の生の声も掲載しており、性別や年代などの条件を設定して絞込み検索をすることで、確認したい属性の情報のみを表示することもできます。



SURE〈シュア〉を選んだ「お客様の声」 トップページ

# ~ 環境保全活動 ~

# ■ エコロジーサイト

ソニー損保のCSR活動のうち、環境保全活動についてご報告するサイトで、お客様参加型のコーナーも設けています。エコロジーサイトで提供している情報は主に以下のとおりです。



エコロジーサイト トップページ

# ■プログラムブログ

「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」の毎月の進捗や「そらべ あ発電所」 寄贈記念式典レポートなどを掲載しています。

「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」の詳細については38ページをご参照ください。

# ■みんなのぷちECO

ソニー損保が設定したテーマに沿って、お客様が実践している身近な ECO活動などを投稿していただく、お客様とともに作るコーナーです。

# ■環境活動報告

ソニー損保が取組んでいる環境保全活動を紹介しています。

☞ ソニー損保が取組んでいる環境保全活動の詳細については37~39ページをご参照ください。

# ~ お客様とのコミュニケーション ~

お客様にご意見・ご質問を投稿していただき、担当者が回答するコーナーを設けているほか、FacebookやTwitterを活用し、お客様とコミュニケーションを図っています。



お客様のご意見・ご質問に、 担当者が回答するページ (2012年5月現在)

# 広告・パンフレット

ソニー損保では、商品の特長やサービス内容をお客様に正 しくご理解いただくために、わかりやすい広告やパンフレットの作成を心掛けています。

広告では、掲載スペースやコマーシャルの長さなどに応じて 的確な情報をお伝えするように努めています。また、お客様 に直接お送りするパンフレットでは、ソニー損保が提供する 商品の特長やサービス内容をお客様が1人でお読みになっ てもご理解いただけるよう、お伝えする情報の内容や構成 などにもこだわって、わかりやすさの向上に努めています。

# 【わかりやすさにこだわった、パンフレット制作における取組事例】

- ・各種統計をもとにした客観的なデータを、グラフなどを用いて解説。
- ・手続方法をわかりやすくご案内するため多くの紙面スペースが必要な場合は、別冊の「手続ガイド」を作成。



ガン重点医療保険SURE〈シュア〉 商品パンフレット抜粋

# ディスクロージャー誌

お客様にソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、経営内容や財務状況などを紹介するために、毎年ディスクロージャー誌を作成しています。ディスクロージャー誌には、直近の情報のほか、過去数年分の

財務状況なども掲載していますので、ソニー損保のビジネスの概況を幅広くご確認いただくことができます。 ディスクロージャー誌は、多くの方にご覧いただけるよう、ウェブサイトにも掲載しています。

# 保険のしくみ

# 損害保険制度

損害保険制度は、多数の人々が「大数の法則」に基づいて 算出された保険料を支払う(お金を出し合う)ことで、事故 が発生した場合に保険金を受取る(出し合ったお金から補 償を受ける)ことができる相互扶助のしくみです。このしく みを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな 負担で、いざという時の大きな安心(補償)」を得ることが できます。

#### ■保険料率

保険料は、事故発生時に支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営に必要な経費などに充てられる「付加保険料」で構成され、保険金額に保険料率を乗じて算出されます。

# 損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社

は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

# 再保険

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには高額な保険金支払の可能性があることなどから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引き受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、会社経営の安定を図っています。このように、自社が保険契約で引受けたリスクの一部または全部を他の保険会社に引受けてもらうことを「再保険」といいます。

# ソニー損保における再保険の受再および出再の方針

再保険を受再する契約は、リスクの内容について十分に把握できるものに限定しています。また、再保険の出再先については、財務力が十分であり長期安定的な取引が可能である保険会社を選定しています。

☞ 再保険リスクと対処の概要や再保険リスク管理については35ページをご参照ください。

# 約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特約により構成されます。

〈保険約款では主に以下の内容が規定されています。〉

- 1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
- 2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
- 3. お支払いする保険金の内容および保険金額
- 4. ご契約に際して保険会社からの質問に正しくお答えいただく重要な 事項(告知義務)
- 5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社に その事実を連絡しなければならないか(通知義務)
- 6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
- 7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

# 保険約款の「見やすさ」「読みやすさ」「わかりやすさ」 向上のための取組み

保険約款を見やすく読みやすくするため、従来から刷り色を2色にしたり、綴じ位置、行間、文字体を変更したりするなどの改善に取組んでいます。また、用語の見直し、特約名称の変更、約款構成の簡素化などを実施することで、わかりやすさの向上にも取組んでいます。





約款の表紙 自動車保険(左) ガン重点医療保険(右)

# ご契約のお手続き(販売方法)

インターネットや電話を通じて直接お申込みいただくダイレクト販売のほか、損害保険代理店委託契約を締結した代理店や、ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社を通じた販売も行っています。

# ■ ダイレクト販売

テレビコマーシャルや新聞・雑誌の広告、インターネットなどを通じて、ソニー損保がダイレクトに自動車保険やガン重点医療保険、海外旅行保険を販売しています。

# 【ダイレクト販売の主な流れ】

カスタマーセンターにお電話 受付時間 9:00~22:00(日曜・休日は9:00~18:00)

自動車保険 0120-919919 ガン重点医療保険 0120-919-788

その場で保険料をお伝えし、商品パンフレットと 見積書・申込書をお送り します。

商品パンフレットと申込書 をお送りします。

申込書に記入押印の上、ソニー損保にご返送いただき、 保険料をお支払いください。

# ウェブサイトにアクセス http://www.sonysonpo.co.jp/

#### 白動車保険

ウェブサイトで見積り・申 込み・保険料の支払いが できます。(保険料はクレ ジットカード決済のほか、 銀行・郵便局・コンビー エンスストアでお支払い いただくこともできます)

# ガン重点医療保険

資料請求画面からご請求いただければ、商品パンフレットと申込書をお送りします。

申込書に記入押印の上、 ソニー損保にご返送くだ さい。(お支払いは口座 振替(月払)のみとなって います)

# 海外旅行保険

パソコン・携帯電話の ウェブサイトで見積り・申 込み・保険料の支払い (クレジットカードのみ) ができます。(\*1)

(\*1)海外旅行保険の契約申込はウェブサイトでのみ可能です。 (電話でのお申込みは受付けていません)

# ■ 代理店による販売

カード会社や通販事業者、インターネットの比較サイト、銀行など、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かした販売経路が構築できる企業と損害保険代理店委託契約を結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の保険商品を販売しています。

# ■代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録や募集人としての届出を行う必要があります。また、登録や届出にあたっては、損害保険募集人一般試験の合格を要件としています。

# ■ソニー損保の損害保険代理店教育について

保険募集に関する法令等の遵守や商品内容・契約に関する知識の習得など、代理店(募集人)の保険募集能力の向上を図るため、eラーニングなどを活用した代理店研修を実施し、消費者保護やお客様満足の向上に努めています。

# ■ ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社による販売

# ■ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

ソニー生命はソニー損保と損害 保険代理店委託契約を結んで おり、ソニー生命のライフプラン ナー(営業社員)がソニー損保の 自動車保険を販売しています。



ソニー生命の ライフプランナーによる販売

# ■ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

ソニー銀行の住宅ローン利 用者向けの長期火災保険 を販売しています。



ソニー銀行のサービスサイト

# ソニー損保が代理店となって販売している商品

「保険セレクション」コーナーで、次の2つの他社の保険商品をソニー損保が代理店となって販売しています。

・アニコム損害保険株式会社のペット保険 「どうぶつ健保 ふぁみりい」 ・セコム損害保険株式会社のガン保険 「自由診療保険 メディコム」

\*アニコム損害保険株式会社・ヤコム損害保険株式会社と、募集業務の代理および事務の代行に関する契約を締結しています。

# ■ ご契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

保険契約は保険会社とお客様との約束ごとですから、お申込みの際は、契約申込書やウェブサイトの記載内容を十分ご確認いただいた上でご契約ください。なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある、商品・サービス・約款の内容などについては、商品パンフレットや重要事項説明書などに概略を記載していますので、必ずご確認ください。また、これらの書類では保険料算出に必要な条件などをお客様に漏れなく申告していただけるよう、割引となる条件などについてもご案内しています。

ご契約のお申込後には、保険証券等をお送りします。なお、 普通保険約款・特約条項、サービスガイドは、ウェブサイトでもご覧いただけるようにしています。





自動車保険の 重要事項説明書(左)とサービスガイド(右)

# 募集管理態勢整備のための取組み

# 商品パンフレットや重要事項説明書などの作成にあたり

商品パンフレットや重要事項説明書が、お客様にとってわかりやすい内容で適切に作成されるよう、説明方法などを定めた「募集資料作成ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに沿った審査を募集資料審査部門が実施しています。

# 契約内容の確認について

契約内容がお客様の希望される補償内容などに沿っているか、お客様の情報が正しく記載されているか、お支払いいただく保険料が適正かなどについて、お客様ご自身にウェブサイトや申込書でご確認いただいてからお申込みいただくようにしています。また、契約期間が1年を超える長期契約については、年1回、お客様にご契約内容のご確認を依頼しています。

# 保険料について

# ■ 保険料のお支払い

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約と同時にお支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まっても、保険料のお支払い前に生じた事故については、保険金はお支払いできません。また、保険料を分割してお支払いいただく契約においても、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

# ■ 保険料の返還

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加 保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が 失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定 に従ってお返しいたします。ただし、お返しできない場合もあ りますので、約款などをご確認ください。

# ■ クーリングオフ制度

保険期間が1年以上のご契約については、お申込み後であっても契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券を受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または解除をすることができます。(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約を除きます。)

# 取扱商品

# 自動車保険 約款名:総合自動車保険 Type S

# "走る分だけ"の合理的な保険料

お客様の車との付き合い方に着目して採用したリスク細分項目の1つが走行距離です。当社の保険料体系には、走行距離と事故発生の相関関係が反映されています。

また、リスク細分や、ダイレクト販売による業務の集中化・効率化によるコスト削減により、多くのお客様に納得していただける保険料の実現を目指しています。

# 充実した補償

保険の真価を問われる万一の事故などのときにお客様のお役に立てるよう、基本の補償(\*1)に加え大切なお車の補償(\*2)、さらに補償を充実させることのできる特約(\*3)を用意しています。

- (\*1) 基本の補償とは、相手方への賠償(対人賠償保険、対物賠償保険、対物超 過修理費用補償特約)や、ご自身・ご家族・搭乗中の方の補償(人身傷害 保険、搭乗者傷害保険、無保険車傷害保険、自損事故保険)をさします。
- (\*2) お車の補償とは、車両保険をさします。
- (\*3) さらに補償を充実させることのできる特約とは、おりても特約、自動車 事故弁護士費用等補償特約(もらい事故の弁護士費用などもカバーする 特約)、ファミリーバイク特約などをさします。

# ソニー損保オリジナルの特約・割引制度

ソニー損保オリジナルの特約や割引制度も提供しています。

# ■おりても特約

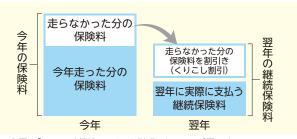
マイカーで出かけた際の"お車をおりてから"起こった「外出先でのケガ」「お車の外に持ち出されたモノの損害」「外出先でのトラブルの賠償責任」の事故について補償する特約です。

#### - 継続割引

事故の有無に関わらず、ソニー損保でのご継続回数に応じて保険 料を割引きます。

#### ■くりこし割引

リスク細分項目の1つである年間走行距離について、「走った距離」が 契約距離区分の上限を「1,000km以上」下回る場合は、走らなかった 分の保険料に相当する額を翌年の継続保険料から割引きます。



\*上図は「くりこし割引」のしくみを説明したイメージ図です。

# ガン重点医療保険SURE〈シュア〉約款名:傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険

# 手厚いがんの保障

治療費が高額で、治療期間も長くなる場合が多いがんの保障を手厚くしています。

# 保障期間は終身

年齢が上がっても保険料は上がることなく、保障が終身にわたって続きます。

# 金銭面の不安を軽減し治療に専念していただくための特約

お客様に治療費を気にせず治療に専念していただくため、次の2つの特約を自動でセットしています。

# ■先進医療費保障特約

治療費を気にせず、最新の治療を選択していただくための特約です。厚生労働大臣の定める先進医療による療養を受けられた場合、通算1,000万円を上限として、技術料と同額を先進医療保険金としてお支払いします。

# ■入院時の手術保障範囲拡大特約

約款で定めた所定の手術だけではなく、入院を伴う公的医療保険制度(健康保険)が適用される手術について、1回の手術につき5万円を手術保険金としてお支払いします。

- \*先進医療費保障特約と入院時の手術保障範囲拡大特約については、2011 年7月1日以降のご契約を対象に自動で適用します。
- \*一部、保険金のお支払い対象外となる手術があります。

# 骨髄ドナー(骨髄提供者)を応援するための特約

お客様が骨髄ドナーとなられた場合の経済的な負担をできるだけ軽くすることができるよう、骨髄ドナーサポート特約を自動でセットしています。

\*骨髄ドナーサポート特約については、お客様の保険料のご負担はありません。

# ニーズにあわせて選べるタイプ

# ■SUREベーシック

一生涯変わらない手頃な保険料でシンプルな保障が続くタイプです。

# **■SUREスマートフィット**

60歳以降(\*1)は、保障が厚くなる一方で月々お支払いいただく保険料が半額になり、将来の安心をプラスしながら保険料負担を軽減できるタイプです。

# ■SUREワイド

年齢にかかわらず一生涯手厚い保障を備えたタイプです。月々お支払いいただく保険料が、60歳以降(\*1)は半額になるプランも用意しています。

# <ご契約可能な年齢について>

「SUREスマートフィット」と60歳以降(\*1)の保険料が半額になるプランの「SUREワイド」は、保険始期日時点で満57歳以下の方向けの商品です。ご契約時から同じ保険料が一生涯続くプランの「SUREワイド」と「SUREベーシック」は保険始期日時点で満70歳以下の方向けの商品です。

(\*1)保障を受けられる方の「満60歳の誕生日以降に最初に到来する保険 始期日応当日」以降をさします。

# 主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

# ■ 主な商品の販売開始

1999年 9月 白動車保険

(総合自動車保険 Type S)

2002年 6月 ガン重点医療保険

(傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険)

2004年10月 火災保険

(住宅火災保険 Type S·地震保険)

2009年 5月 海外旅行保険

(海外旅行保険 Type S)



自動車保険 商品パンフレット



ガン重点医療保険SURE〈シュア〉 商品パンフレット

# ■ 主な商品改定

2000年 7月 ◆「おりても特約」販売開始

◆ クレジットカードを活用した分割払いサービス開始

2001年 2月 ◆ 車の型式をリスク細分項目に追加

◆ 契約距離区分を4区分から5区分に拡大

◆ 「継続割引」導入

◆「あしすと特約」販売開始

2002年10月 ◆「新車割引」「ゴールド免許割引」導入

◆ 搭乗者傷害保険金を部位・症状別払方式に変更

2003年 6月 ◆ インターネット申込引受対象範囲の拡大

10月 ◆ インターネット割引を最大3,000円に増額

◆「お早め登録割引」「紹介割引」導入

2004年11月 ◆「くりこし割引」導入

2005年 5月 ◇「SUREベーシック」「SUREワイド」販売開始

**2007年 8月** ◇ 「SUREスマートフィット」販売開始 ◇ 「骨髄ドナーサポート特約」導入

2008年11月 ◆ 運転者年齢条件特約の適用範囲を同居のご家族等に変更

◆ インターネット割引を最大5,000円に増額

2009年11月 ◆「対物超過修理費用補償特約」販売開始

◆「運転者本人限定特約」販売開始

◇ 保険料は一生涯固定プランの契約可能年齢上限を 70歳に引上げ

2010年11月 ◆ 契約距離区分を5区分から7区分に拡大

◆「自動車事故弁護士費用等補償特約」販売開始

2011年 2月 □ ペーパーレス割引を300円から500円に増額

☑ 傷害・疾病治療救援費用の保険金額に無制限を追加

2011年 4月 ◇ 「先進医療費保障特約」導入

◇「入院時の手術保障範囲拡大特約」導入

- ◆は自動車保険、◇はガン重点医療保険、型は海外旅行保険における 改定です。
- \*上記は商品改定の年月であり、適用開始年月と異なる場合があります。

# その他の取扱商品

# 火災保険(約款名:住宅火災保険 Type S·地震保険)

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けに用意したソニー銀行の窓販専用の長期火災保険です。 建物の基本の補償は、住宅ローンの借入期間に合わせた保険期間で設定しますので、更新の手間が不要です。 また、保険料は全保険期間分を一度に支払う長期一括払いのため、毎年更新する場合に比べ保険料総額が少な くなります。

\*家財・地震の保険期間は最長で5年です。 5年経過後は、建物の基本補償の保険期間満了まで更新が可能です。

住宅ローン専用長期火災保険 商品パンフレット



# 海外旅行保険(約款名:海外旅行保険 Type S)

渡航前であれば当日23時まで契約申込が可能な、ウェブサイト(パソコン・携帯電話)で申込手続が完結する海外旅行保険です。契約証などの郵送を省略するとペーパーレス割引が適用されるほか、携行品の損害については時価ではなく再購入価格を基準として保険金をお支払いするなど、充実した補償を提供しています。

\*海外旅行保険は、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との提携商品です。 ご契約者には、現地の「Ji デスク」などを通じて日本語でもさまざまなサポートを提供します。

<sup>\*</sup>詳しい商品内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等で ご確認ください。

# 保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認による示談も活用して、保険金お支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。

\*以下は一例です。事故の内容・状況により以下の流れとは異なる場合があります。

# 事故発生のご連絡

「事故受付サービスセンター」へ、事故発生状況、損害(発生)状況などをご連絡ください。事故後の注意点や事故解決および保険金支払までの流れなどをご説明します。

# お客様専任担当者のご案内

お客様専任の担当者を決定して、お客様へご案内するとともに、担当者より打合せ等のご連絡をします。

# 保険金請求書類の作成

保険金支払手続に必要となる保険金請求書類をご提出 いただきます。(立替費用がある場合には、領収書等のご 提出をお願いすることもあります)

# 保険金のお支払い

所定の書類を受領後、保険金をお支払いします。電話確認による示談や保険金請求書類の省略ができる場合もあります。

# 自動車保険の場合

# 事故発生状況・損害状況の確認および損害額の算定

事故発生状況や損害物についての調査を行います。また、 お客様、相手方、修理工場などの関係者と打合せを行い、 損害額を算定します。

# 相手方の症状経過や事故の対応経過などのご報告

相手方の症状や相手方との交渉内容など、事故解決までの経過は、お客様のニーズに合わせて電話やEメール、ハガキでご報告します。また、ウェブサイトの「インターネットサービスセンター」でも情報を提供します。



# 示談

相手方の損害額が確定し次第、示談交渉を行います。なお、 対人事故・対物事故では普通保険約款に従い示談代行を します。

# ■保険金請求書類作成に関するご注意

ご契約者、被保険者または保険金を受取るべき方が所定の書類を提出されないとき、または提出された書類に知っている事実を記載されなかったとき、事実と相違することを記載されたときは、保険金がお支払いできない場合、または、減額される場合があります。また、保険証券に免責期間が記載されている保険については、保険金お支払いの対象は免責期間の終了後からとなります。

# ■保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、ご契約の保険金額は減額されず 満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」の車外身の 回り品特約、弁護士費用等補償特約における法律相談費用について は、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷 害保険や医療保険の各種特約についても保険期間を通じてご契約 の保険金額が限度となるものがあります。

# ■保険金支払に関する制度(自動車保険)

# [ 自賠責保険の一括払制度 ]

対人賠償保険および人身傷害保険の保険金をお支払いできる場合で、補償を受けられる方からこの保険の保険金と自賠責保険金について一括請求のご依頼を受けた場合、ソニー損保が自賠責保険金の部分まで立替えて一括してお支払いします。

# [保険金の内払制度]

対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前でも補償を受けられる方が負担すべき被害者の治療費、休業損害、通院交通費等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払いを実施します。

3

# 保険金お支払いまでのサービス

担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客様の立場にたち親身に対応します。

# 自動車保険の事故解決サービス

スピーディーかつ丁寧な対応でお客様の不安を取除き、お客様の納得感を追求しながら事故解決サービスを提供しています。

# 全国に広がるサービスネットワークでお客様をサポート

お客様専任担当者が在籍するサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネットワーク、弁護士ネットワーク、指定修理工場(S・mile工房)ネットワークで事故解決まで確実にサポートします。

- ☞ S·mile工房については27ページをご参照ください。
- ☞ 各サービスセンターの所在地については72ページをご参照ください。

# 24時間365日、フリーダイヤルで事故受付

インターネット(パソコン・携帯電話ともに利用可能)でも 事故受付をしています。

# 何でも相談できる1事故1担当者+チームサポート制

事故解決まで、お客様の専任担当者が対応します。専任 担当者は、各分野のプロフェッショナルと的確に連携をと りながら事故解決にあたります。

# お約束サービス

# 事故受付後3時間以内のお客様専任担当者からのご連絡

事故発生時の不安を少しでも早く軽減できるよう、事故受付から 3時間以内に事故の内容に適した専任担当者を決定し、専任担当 者からお客様にご連絡します。

\*平日(月~金)午前9時から午後5時までの間に事故受付が完了した場合が対象です。また、3時間以内のご連絡がふさわしくない場合などは対象外としています。

# 「即日安心365」サービス

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、事故受付当日中に、 代車の手配や関係各所への連絡などの初期対応を実施し、その対 応結果についてお客様にご報告します。

\*曜日を問わず365日お電話での事故受付(初期対応に必要な情報の確認)が午後8時までに完了した、ソニー損保が示談交渉できる賠償事故の場合が対象です。(午後8時以降の事故受付分は翌日の対応となります)

# 説明と同意を繰返す「インフォームド・コンセント」導入で、 お客様の納得感を追求

1つの事故でも解決方法は1つだけとは限りません。ソニー損保では、お客様に納得していただける事故解決のために、「インフォームド・コンセント」を導入しています。

\*「インフォームド・コンセント」とは、主に医療現場において用いられる言葉で、医師が患者に対し、治療方針を正しく説明し、患者の同意を得ながら治療を行っていく進め方をいいます。

# 「示談代行サービス」「面談急行サービス」 「もらい事故相談サービス」の実施

死亡事故や入院事故でどうしたらよいのかわからない場合や、「もらい事故」のため保険金お支払いの対象にならない場合など、経験豊かなスタッフが親身にお客様のご相談をお受けします。

# 事故受付後には状況に応じて各種ご案内を送付

事故解決の進捗状況をお客様に適切にご報告することも、 お客様に安心して事故解決をお任せいただくために重要と 考え、以下の書類をお送りしています。

# ■保険金請求受付のご案内

事故受付時には、担当者・責任者の顔写真付のご案内をお送りします。





顔写真付の「保険金請求受付のご案内」

# ■中途経過のご案内

状況に応じて、事故解決の進捗をハガキでお知らせします。

# ■保険金請求手続き完了のご案内

事故解決をお知らせするとともに、ご契約内容と保険金請求の対象となった補償項目・特約などをわかりやすくご案内します。

# ■保険金請求手続き対応完了のご案内

事故対応の完了とお支払いした保険金の額をお知らせするととも に、事故対応に関するアンケートをお送りし、ご意見・ご感想をお伺いしています。

# 充実したデジタルコミュニケーション手段

事故解決の進捗状況などをお伝えする手段をお客様のご希望に応じて選択していただけるよう、パソコンや携帯電話のウェブサイトでも、主に以下の事故解決に関するサービスを提供しています。

# ■事故受付

# ■事故対応経過のご案内

# ■保険金支払までの流れのご案内

# ■コミュニケーションボード

お客様専用に用意された伝言板(コミュニケーションボード)で、24 時間いつでも、担当者への問合せや質問などを書込むことができます。担当者からの回答もコミュニケーションボードで確認することができます。

また、お客様の同意が得られた場合は、事故の相手方との交渉経 緯もお知らせするなど、事故担当者に問合せなくても中途経過な どを確認できるようにしています。



保険金支払までの流れや事故対応 経過のご案内の画面例 (パソコンの場合)



コミュニケーションボードの 画面例 (携帯電話の場合)

# ■お知らせメールの送信

事故対応に進捗があった場合や、担当者がコミュニケーションボードに回答した時などは、タイムリーにEメールでお知らせします。

# ■翌年度の概算保険料のご案内

保険金請求されるかどうかの判断の目安として、請求された場合と されなかった場合の、それぞれの翌年度の概算保険料をご案内し ます。

# 保険金請求書類の省略・簡素化による スピーディーな保険金支払

お客様のご負担を減らし、迅速に保険金をお支払いできるように、書類を極力省略しています。

# ■保険金請求書省略サービス

車両事故や対物事故といった物損事故の場合、お客様からご提出いただく「保険金請求書」を省略し、スピーディーなお支払いをします。

\*保険金請求書のご提出が必要となる場合もあります。

# ■交通事故証明書取付サービス

交通事故証明書が必要な場合は、ソニー損保が費用を負担して 交通事故証明書を取付けます。

# ■示談書省略サービス

対物事故で、お客様・相手方の双方が希望された場合、署名・捺印が必要な示談書を省略し、保険金をお支払いします。なお、合意内容の控えはお客様にお送りします。

\*示談書が必要となる場合もあります。

# ■診断書省略サービス

搭乗者傷害保険や自損事故保険でご請求金額が5万円以下の場合、 医療機関が発行する「診断書」を省略し、お客様から通院日の申 告書類をご提出いただくことで保険金をお支払いします。

\*診断書のご提出が必要となる場合もあります。

# ガン重点医療保険の保険金請求対応サービス

病気やケガにより入院を開始されたり手術を受けられたりした場合、また、がんと診断された場合などは、専任担当者がスピーディーかつきめ細かな対応をします。

# お客様のご事情に応じた対応

被保険者(保障を受けられる方)が、がんなどの病名を告知されていない場合でも、一定条件を満たしているご親族の方であれば保障を受けられる方の代理人として保険金の請求ができます。また、保障を受けられる方ご本人に健康状態が知られないよう、各種書類の送付方法や連絡方法について細心の注意をはらうなど、状況に応じて柔軟に対応しています。

# 保険金請求時のご負担を軽減

入院保険金、手術保険金、がん診断保険金において、保険金をご請求いただく際のお客様のご負担を軽減するために、次の運用を実施しています。

- ・保険金支払の対象外と判断された場合は、所定の金額を診断書の 取得代金として当社が負担します。
- ・被保険者ご本人が死亡された場合は、ご請求金額等によって必要 書類を省略することができます。

# 適正な保険金支払に向けた取組み

適切なタイミングに、漏れなく保険金をお支払いすることを目的として、ご契約者保護についての社員意識を一層高めるための教育を徹底 するとともに、以下の取組みを実施しています。また、以下の取組みが確実に実施されていることを、経営陣が定期的に確認し、問題がある 場合には速やかに原因分析や改善策の検討、対応策の実施が指示される態勢を構築しています。

# ■ 事故受付にあたり(保険金をご請求いただくために)

自動車保険では、どのような保険金が支払われるかを説明するとともに、他に対象となる保険がないかのご確認をお願いする案内をお送りしています。 ガン重点医療保険では、保険金をご請求いただく際の費用や手続きに係るお客様のご負担の軽減を図ることで、漏れなく保険金をご請求いただける よう努めています。

# ■ 保険金支払にあたり

研修制度の充実や資格試験の実施などにより損害サービス部門の社員のスキル向上を図っていることに加え、支払保険金に漏れが生じていないかを確実にチェックする「支払漏れ防止チェックシート」などのツールも利用して保険金をお支払いしています。

また、保険金支払時におけるルールや点検基準等をマニュアルに定め、遵守を徹底しています。

さらに、自動車保険では、保険金支払漏れ防止のためのシステムを構築し、事故受付から保険金支払までの各段階で、保険金支払に関する手続きが適正かつ確実に行われていることを点検・確認しています。

# ■ 保険金支払後の点検・モニタリング

保険金支払に関し、保険金支払担当部門の管理職や管理・統括組織が、継続的に内容の検証および点検を実施しています。また、業務執行状況を監査する部門(監査部)による、保険金支払に関する監査も定期的に実施しています。

# 全国のサービスセンター

事故受付第1サービスセンター 事故受付第2サービスセンター 医療・火災サービスセンター 車両損害第1サービスセンター 車両損害第2サービスセンター 人傷・搭傷第1サービスセンター

北海道サービスセンター 東日本サービスセンター 首都圏サポートサービスセンター 首都圏第1サービスセンター 首都圏第2サービスセンター 首都圏第3サービスセンター 首都圏第4サービスセンター 首都圏第5サービスセンター 中部第1サービスセンター 中部第2サービスセンター 中部第3サービスセンター 関西サポートサービスセンター 関西第1サービスセンター 関西第2サービスセンター 関西第4サービスセンター 中国・四国サービスセンター 九州サービスセンター

サービスネットワーク(2012年5月現在)

弁護士 提携 ネット 約160ヵ所 修理工場 約430ヵ所



☞ 各サービスセンターの所在地については72ページをご参照ください。

# ご契約者向けサービス

# ロードサービス

自動車保険契約(記名被保険者が個人の場合)では、24時間365日無休で受付ける充実したロードサービスを提供しています。新規のご契約については、保険始期日前でも、お申込み手続きの後にお送りする「緊急連絡用携帯カード」がお手元に届いた時点から、サービスをご利用いただけます。2年目以降のご契約については、保険始期日以降、サービス内容の一部がグレードアップします。

\*ロードサービスは、ソニー損保の提携企業が提供します。作業の内容などによってはお客様負担が発生する場合があります。また、サービスのご利用にあたっては所定の条件があります。



☞ ここではサービスの概略をご説明しております。詳細はご契約時にお送りするサービスガイドやウェブサイト(http://www.sonysonpo.co.jp/prod/auto/oneonone/N2010300.html)をご確認ください。

# 応急作業サポート

お車が自力走行不能となった場合、または走行に著しく支 障がある場合に、全国のサービス拠点から作業スタッフが 現場に急行し、その場で応急作業を行います。

# レッカーサポート

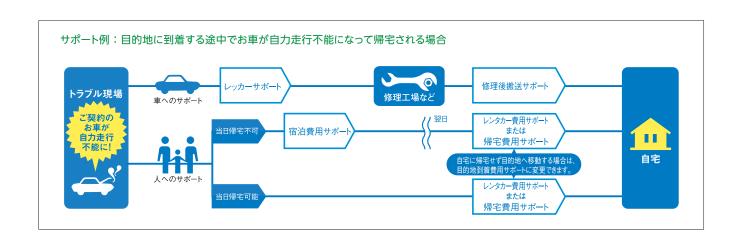
事故や故障で自力走行不能となった場合に、レッカー車が現場へ急行し最寄りの修理工場やお客様ご指定の工場等までお車をけん引します。無料でレッカーする距離は、お客様ご指定の場所までの場合は50kmまで、ソニー損保が指定する修理工場(S・mile工房など)までの場合は上限無しとしています。

# 宿泊・帰宅費用サポート

外出先での事故や故障で自力走行不能となり、ご帰宅やご契約車両を運転して到着する予定だった目的地へ当日中の移動が困難となった場合に、最寄りの当社指定の宿泊施設1泊の宿泊費用をお支払いします。また、お客様のご希望により、「ご自宅への帰宅費用」「目的地までの費用」「レンタカー費用」のいずれかのサポートを提供します。

# GPS位置情報サービス

ロードサービスのご利用時に、地理に不案内な場所などトラブル場所の伝達が難しい場合に、携帯電話のGPS機能を利用して現在地をお知らせいただくことができます。 \*一部対応できない場合があります。



# 提携修理工場ネットワーク

万が一の際、大切なお車の修理に、ソニー損保の提携修理工場ネットワークをご利用いただけます。 \*以下のサービスは、ソニー損保の提携企業が提供します。記載されたサービス内容は予告なしに変更される場合があります。

# ソニー損保の提携修理工場「S·mile工房」

[S·mile工房]は、全国約430ヵ所に広がる、ソニー損保の提携修理工場の愛称です。 事故に遭われた際の修理先として、お客様のご希望に応じ、「S·mile工房」を紹介しま す。「S·mile工房」をご利用いただいた際には、ご利用いただいた「S·mile工房」(提携 修理工場)から、無料引取・無料納車・修理期間中の無料代車提供・修理箇所ワンオー ナー保証の各サービスを提供します。「S·mile工房」の情報はウェブサイトで公開してお り、住所等で検索することも可能です。



S·mile工房の看板

# S・mile工房以外の提携修理工場ネットワーク

# ■ ヤナセ The Bodyshop Network

事故によるお車の修理の際には、ヤナセの車両板金塗装 ネットワークで、S・mile工房と同様のサービスをご利用い ただけます。

# ■ グラスピット

自動車ガラスの交換には、旭硝子グループのグラスピット がご利用いただけます。ご自宅や会社駐車場など、作業ス ペースが確保できる場合は、ガラス交換・ガラスリペアの 作業を「出張サービス」で提供することができます。

# ご契約者向けの特典

ソニー損保でご契約いただいた特典として、ソニー損保 の提携企業から各種割引や優遇・優待サービスを提供し ています。特典は専用サイトから提携企業に利用申込み 等をされた場合にのみ適用されます。

\*各特典は、保険契約とは別に提携企業が提供するものです。都合により 予告なく内容の変更やサービスの提供が中止される場合があります。ま た、ご利用にあたっては、ご契約者特典サービス利用規約を必ずご確認 ください。



自動車保険のご契約者特典 紹介ページ

# ソニー損保ご契約者優待サービス (カーライフ割引サービス)

レンタカーやカー用品、駅・空港の駐車場のほか、レジャー 施設・日帰り入浴施設など、カーライフに関連するさま ざまなメニューを優待価格でご利用いただけます。また、 国内外の宿泊施設やグルメチケットなどの割引サービス なども提供しています。

特典の対象 自動車保険・医療保険・海外旅行保険のご契約者

# ソニーストアで使える優待クーポン

ソニー株式会社のインターネット直販サイト「ソニースト ア」でご利用いただける優待クーポンを、ウェブサイトで 発行しています。優待クーポンを利用することで、対象商 品が割引価格でご購入いただけます。

特典の対象

自動車保険・医療保険のご契約者

# コーポレート・ガバナンス

# コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適正性を確保していくことを経営の重要課題と認識し、以下の経営組織および体制を構築しています。

# ■ 経営体制

# 取締役会

2012年7月現在、取締役6名で構成されています。 取締役会は、企業の信頼の維持・向上を重視し、迅速な 意思決定と適切なモニタリングを実施しています。

# 監査役会

2012年7月現在、監査役3名で構成されています。 各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査 計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出 席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職 務執行を監査しています。

# ■ 社内および社外の監査態勢

# 社内の内部監査態勢

他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。

監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取締役会に報告しています。

このほか、監査役による監査も行われています。

# 社外の監査・検査

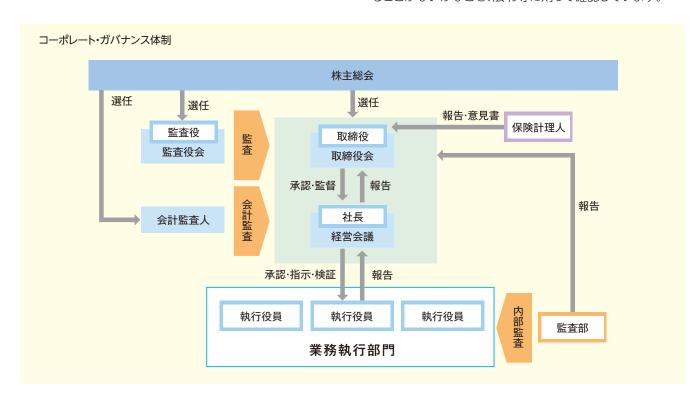
会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「あらた監査法人」の会計監査を受けています。

このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

# 保険計理人による確認態勢

他の部門から独立した立場で保険料算出方法などを確認する保険計理人を置いています。

保険計理人は、保険料算出方法などについて、各顧客にとって公平なものになっているか、財務の健全性に問題が生じることがないかなどを、法令等に則って確認しています。



# 内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています。

# 内部統制システム構築の基本方針

- 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保 するための体制
- ・取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務 分掌等に基づき、職務の執行を行う。
- ・監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し運用しているかを内部監査部門・会計監査人と連携・協力のうえ、監視し検証する。
- ・取締役会は、ソニーフィナンシャルホールディングスグループの 「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社 会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針 を実現するために必要な態勢を整備する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役は、職務の執行に係る情報を社内規定等に従い適切に保 存および管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 取締役会は、リスク管理規程等を定め、会社の損失の危険を管理 する
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に 行われる態勢を構築する。

- 5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保 するための体制
- ・社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分 掌等に基づき職務の執行を行う。
- ・内部監査部門は、監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し検証する。

- 6. 当該株式会社およびその親会社から成る企業集団における業務 の適正を確保するための体制
- ・当社は、保険業法に基づく損害保険会社として、経営管理を行い、 業務の適正を確保する。
- ・当社の監査役は、内部統制システムが適切に整備されているかに 留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使して調査等を行 う。
- ・親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況につい て監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
- ・当社は、必要に応じて、親会社に当社の経営情報を提供し、また、 親会社内部監査部門との連携も行う。
- ・当社は、社内通報制度を設け、当社の役員・社員は、親会社および 当社の窓口に直接通報することができる。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、 当該社員の任命を行う。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員の任免および人事考課について は監査役の同意を必要とする。

- 9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の 監査役への報告に関する体制
- ・取締役および社員は、監査役から事業の報告を求められた場合 は、速やかに報告する。
- ・取締役および社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したとき は、ただちに監査役に報告する。
- 10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための 体制

代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

# コンプライアンス

# コンプライアンス

コンプライアンス(法令等遵守)は経営の重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、保険契約者の保護を図るべくコンプライアンス基本方針を定め、さらに、ソニーグループ行動規範の遵守などの取組みを進めています。

# ■ 基本方針と行動規範

以下のコンプライアンス基本方針と行動規範に基づいて、事業活動を行っています。

# コンプライアンス基本方針

- 1. [法令等]についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
- 2. お客様本意で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
- 3. お客様にとって分かりやすく、かつ正確に理解して頂ける募集資料・広告の作成等により、保険募集における適切性を確保します。

# 行動規範

ソニー損保はソニーグループの一員として、ソニーグループ内の会社のすべての取締役、役員および従業員が遵守すべき基本的な内部規範として定められている「ソニーグループ行動規範」を会社の行動規範としています。

# ■ コンプライアンス推進体制

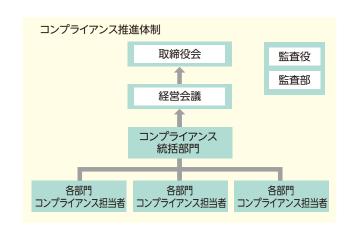
コンプライアンスの基本原則および基本的な推進体制を定めた「コンプライアンス基本方針」およびコンプライアンスに係る基本的な内容を定めた「コンプライアンス規程」に従って、コンプライアンス統括部門の一元的管理のもと、各部門が推進の主体となって、円滑なコンプライアンスの推進および強化を図っています。

# コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部門が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

# コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルを作成し、研修時に配布するほか、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、基本方針や行動規範、推進体制などを掲載するほか、遵守すべき法令等について事例集で解説することで社員が理解を深められるよう、工夫しています。



# コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、全社員研修、新 入社員研修、新任管理職研修などを実施するほか、各部門 の業務特性に応じた研修などを実施し、コンプライアンスに 関する研修の充実を図っています。

# 通報制度

コンプライアンス上問題となる重要な事件・事故が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取組めるよう、事件・事故の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は健全な職場を確保するための重要な施策と位置づけられており、社内および社外に通報窓口を設置して通報者の匿名性やプライバシーを保護しています。

# 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルホールディングスグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」をソニー損保でも採択し、対応態勢の整備に取組んでいます。

# 反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

- 1. SFHグループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、 反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備します。
- 2. SFHグループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。また、不当要求には組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。
- 3. SFHグループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察などの外部専門機関との連携強化を図ります。

# 利益相反管理方針

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

# 利益相反管理方針の概要

# 1. 基本方針

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

※本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、当社に、次の会社を加えた総称をいいます。

ソニー生命保険株式会社、Sony Life Insurance (Philippines) Corporation、ソニー銀行株式会社、ソニーバンク証券株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社およびSA Reinsurance Ltd.

# 2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社における保険関連業務(損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務)に係るお客さまとします。

# 3. 対象取引

当社は、次の各号に掲げる取引(以下「対象取引」という。)によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

- ①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを優先する取引
- ②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引
- ③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引
- ④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

# 4. 利益相反管理体制

(1)体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者(以下「利益相反管 理統括責任者」という。)を定め、当社における利益相反管理 態勢を整備します。

# (2)措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社への お客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に 掲げる必要な措置を講じます。

- ①利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの 闘ニ
- ④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

# (3)記録

利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関る事項を適切に記録し、保存するものとします。

# 販売・勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、 常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

# 販売・勧誘方針

# 1. 保険販売・勧誘にあたっての基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や 事務管理体制の整備に努めます。

#### 2. お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

# 3. インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

# 4. その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に 委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情 に応じた適切な方法で行います。

# 5. 各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2)保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払ができるよう努めます。

\*以上は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の勧誘方針です。 なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のウェブサイト(http://www.fsa.go.jp/)をご参照ください。

# ソニー損保の経営

# お客様情報・企業情報の取扱い

# お客様の個人情報のお取扱いに関して

ソニー損保では、お客様の情報のお取扱いに関し、ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」を遵守しています。 詳しくは、ウェブサイト (http://www.sonysonpo.co.jp/N0040000.html) をご覧ください。

また、個人情報の保護に関する法律(以下、法といいます。)に基づき、お客様の情報を以下の公表事項に則って取扱ってい ます。

# 「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、弊社事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、弊社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。対象の個人情報には、弊社取引先・代理店等の従事者に係る個人情報を含みます。

# 1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、弊社はインターネットや電話、FAX等による保険料のお見積り、保険商品の資料請求、保険契約申込、保険金請求、アンケートなどの際に個人情報を取得します。また、電話による各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容の正確な記録や業務品質の向上などのため、通話を録音させていただくことがあります。

# 2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、次の目的および下記6.情報交換制度等に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)の達成に必要な範囲において利用します。

利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

- (1)損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2)適正な保険金・給付金の支払いおよび保険事故の調査(関係先への照会等を含む)
- (3)弊社が有する債権の回収

- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5)弊社取扱商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、 媒介、取次および管理
- (6)上記(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- (7)ソニーフィナンシャルホールディングスグループ各社・提携先企業 等が取扱う商品・サービスのご案内
- (8)弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関する アンケートの実施、市場調査・データ分析の実施等ならびにそれ による商品・サービスの開発
- (9)お問い合わせ・依頼等への対応およびご本人かどうかの確認
- (10) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託 先等への提供
- (11) 弊社社員の採用、販売基盤(代理店等)の新設・維持管理
- (12)他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (13) その他、上記(1)から(12)に付随する業務ならびにお客様との取引および弊社の業務運営を円滑に履行するために行う業務

# 3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを 提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記6.情報交換制度等をご覧ください。)

#### 4. 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを 外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データの取扱いを委 託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管 理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。 弊社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託して います。

- ・保険契約の募集に関わる業務
- ・損害調査に関わる業務
- ・情報システムの保守・運用に関わる業務
- ・保険証券、案内文書等の印刷、発送に関わる業務

# 5. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項

法23条2項は、第三者に提供される個人データについて、ご本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、一定の事項について、あらかじめ、ご本人が容易に知り得る状態に置いているとき等は、当該個人データを第三者に提供することができるものと定めています。

弊社は、同項に定めるオプトアウト制度を利用して、ご本人の認識なく 第三者に個人情報を提供することはございません。

# 6. 情報交換制度等

[1] 損保業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp)、または、損害保険料率算出機構のホームページ(http://www.nliro.or.jp)をご覧ください。

[2] 代理店等情報の確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(http://www.sonpo.or.jp)をご覧ください。

# 7.センシティブ情報の取扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教 (宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門 地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報 (以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほ か、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の 定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 8. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、弊社ご契約者デスクまたは別にご案内のある場合の部門にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、サービスガイド等に記載の各担当サービスセンターまたは別にご案内させていただきます担当部門にお問い合わせください。弊社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

#### 9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、 開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・ 訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「11.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、 弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所 定の手数料をいただくことがあります。

弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である 場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

# 10. 個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記「11.お問い合わせ窓□」までお問い合わせください。

# 11. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応 いたします。

ダイレクトメール・電話・電子メールによるご案内などへのお客様の個人情報の利用を、お客様がご希望されない場合はお問い合わせ窓口までお申し出ください。契約管理その他弊社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

弊社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、 安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。 <お問い合わせ先>

ソニー損害保険株式会社

お客様相談室 0120-101-656

受付時間 月~金(祝日除く)午前9時~午後5時30分

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者等の個人情報については対象としていません。

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地 電話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時~午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く。) ホームページアドレス:http://www.sonpo.or.jp

# 情報セキュリティへの取組み

当社では2005年5月、本社関連部門の業務および社内システムに関する企画・構築について、国内の損害保険会社として初めて情報セキュリティマネジメントシステムの標準規格であるISMS適合性評価制度認証基準(Ver. 2.0) (以下、ISMS) および BS7799-Part2:2002(以下、BS7799)の認証を取得しました。2007年6月には適用範囲を全社に広げたJISQ27001:2006 (ISO/IEC27001:2005)の認証を取得し、現在も継続しています。

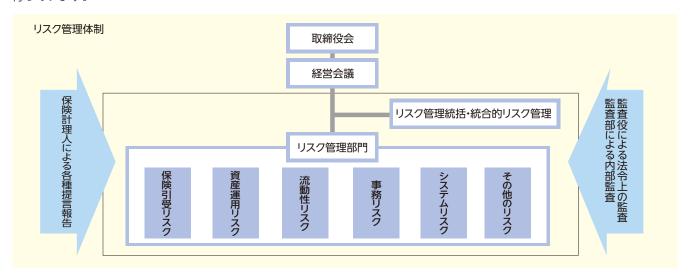
今後もお客様情報・会社情報の漏えい防止のため、情報セキュリティの維持向上を図り、情報資産の保護に努めます。

# リスク管理

損害保険会社を取巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。ソニー損保ではリスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスクの的確な把握とその未然防止、リスクが顕在化したときの対策など、リスク管理の強化に取組んでいます。

# リスク管理体制

業務遂行にかかるリスクについて、リスク管理方針を定めるとともに、リスク管理部門を定めてリスク管理に取組んでいます。また、会社の直面するリスクを総体的に捉え、計測されたリスク総量が所定の自己資本内になるよう統合的なリスク管理を行っています。



# 主要なリスクの概要とリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

# ■ 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けること、必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、または将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。当社では、これらのリスク管理の一環として「保険引受リスク管理規程」に料率や引受基準のモニタリング項目等を定め、定期的な検証を実施することとしています。

# ■ 資産運用リスク

保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、 その性格から、「市場リスク」「信用リスク」等に分類されています。

# 市場リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、資産・負債の価値が変動して損失を被るリスク。

# 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク。

当社では、資産および負債の総合的な管理を行うために、 負債特性を踏まえて将来の債務履行を確実とするような適切な 特性を持つ資産を十分保有した上で、「資産運用リスク管理 規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運 用を行っています。また、予想外の大きな金融市場の混乱が 発生した場合には、保険会社は、通常では考えられないような 損失を被る可能性があります。当社では、想定される最悪の 環境変化が発生した場合の損失額など影響範囲を事前に 分析したうえで、会社の経営が大きな影響を受けないように、 あらかじめリスク管理指標に反映しています。

### 流動性リスク

流動性リスクは、その性格から「資金繰りリスク」「市場流動性リスク」に分類されています。

#### 資金繰りリスク

保険料収入の減少や、大量ないし大口解約に伴う解約返 戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流 出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著し く低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失 を被るリスク。

#### 市場流動性リスク

市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に 通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされる ことにより損失を被るリスク。

当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金繰りの逼迫(ひっぱく)度に応じた適切な管理を行うために「流動性リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資金繰りを行っています。

#### 事務リスク

社員や代理店等が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、「事務リスク管理規程」などの、法令等に則った各種業務に応じた規程やマニュアルを整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化ならびに検査結果、不祥事件などの状況を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの極小化に努めています。

### ■ システムリスク

コンピュータのシステムダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスクのことです。当社では、情報システムの安全確保のため、「システムリスク管理規程」などの、各種業務規程等を整備しています。

### ■ その他のリスク

上記のほか、当社におけるさまざまなリスクを認識し、各リスク管理部門を中心にしてリスク管理に努めています。

## 再保険リスクについて

#### ■ 再保険リスクとその対処

引受けを行った保険の責任(リスク)をすべて当社で負担するのではなく、再保険を設定(出再)することで、他の保険会社にリスクを移転しています。再保険設定後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といい、この再保険設定に関連するリスクとして、主に次の2つのリスクがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切 に定められていない、または、適切な再保険が設定さ れないこと
- ②再保険先の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないこと

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力(準備金、収益性)などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定しています。保有の上限額を超える引受けを行う場合には、適格要件を満たした再保険先に対して再保険の手配を行っています。なお、再保険先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力(財務内容)を主として、確認すべき項目につき適切に点検の上、選定しています。また、再保険の引受け(受再)を行う場合には、リスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

#### ■ 再保険リスク管理

当社では、「保険引受リスク管理規程」に保険種類別の保有限度額やモニタリング項目等を定め、再保険リスクについて適切な管理を行っています。

## ■ 自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害(地震・台風等)が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。

当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案の上、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

## 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

## ■ 第三分野における責任準備金の積立の適切性 を確保するための考え方

第三分野における責任準備金積立の適切性を確保する ために主務官庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と 「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確 認しています。

#### ストレステスト

あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予想を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分の2つの契約区分で実施しています。ストレステストで予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

### 負債十分性テスト

ストレステストで責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の予想の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいれた契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。長期就業不能所得補償保険(\*1)は、新規の引受けを停止し被保険者数が少なく統計的な取扱いが困難なことから、ストレステストを行わず、全件事故が発生するものとして、負債十分性テストを行っています。

## ■ ストレステスト、負債十分性テストにおける 事故発生率の設定水準

契約区分ごとに次のとおり事故発生率を設定しています。

①ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分(ストレステスト) 過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

②長期就業不能所得補償保険(\*1)(負債十分性テスト)

新規の引受けを停止し被保険者数が少なく統計的な取扱いが困難な ことから、全件事故が発生するものとしています。

### ■ テストの結果

テストの結果は以下のとおりです。

契約区分	ガン重点	医療保険	長期就業不能 所得補償保険
关时位力	がん保障部分	医療保障部分	(*1)
ストレステスト	責任準備金だけで 十分である。	責任準備金だけで 十分である。	実施せず。
危険準備金の積立額	積立不要	積立不要	積立不要
負債十分性テスト	実施不要	実施不要	実施
責任準備金の追加額			3.77百万円

長期就業不能所得補償保険については、母集団が小さく、保険金および事業費をまかなうことができないため、将来の債務の履行にそなえて、追加責任準備金3.77百万円を積立てています。

(\*1)長期就業不能所得補償保険については、2003年1月をもって新規の引受けを中止しました。

## ソニー損保の経営

## CSR(企業の社会的責任)への取組み

ソニー損保は、1999年秋の営業開始時から社会の一員としてCSR (企業の社会的責任)を自覚し、企業の成長とともに一層 その自覚を強めてきました。当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様のご支持によって成り立っているからこそ、 CSRに真剣に取組み、ステークホルダーの皆様に提供する価値を高めていくことが使命であると考えています。現在、当社では事業の根幹となる「損害保険事業の適切な遂行(商品・サービスの提供)」をはじめ、「コーポレート・ガバナンス/コンプライアンス」「社会貢献活動」「環境保全活動」などに取組んでいます。

## 損害保険事業の適切な遂行(商品・サービスの提供)

損害保険制度は、暮らしや企業の活動において「小さな負担(多数の人々が保険料という形でお金を出し合う)で、いざという時の大きな安心(出し合ったお金から補償を受ける)を得ることができる」という、相互扶助の精神に基づいたしくみです。このしくみが適切に運用されること、つまり損害保険事業を適切に遂行することが、私たち損害保険会社の社会的責任の根幹です。そのためには、お客様のニーズにお応えできる、お客様に信頼・安心していただける商品やサービスを提供していくとともに、お客様の声を傾聴し商品・サービスに反映させていくことが最も大切であると考えています。

- ☞ お客様の声を業務に活かすための取組みについては、12~14ページをご参照ください。
- ☞ 取扱商品・サービス体制については、20~27ページをご参照ください。

## コーポレート・ガバナンス/コンプライアンス

高い倫理観を持ち、事業活動のあらゆる領域において、コンプライアンスの徹底が図れるよう教育の充実やより万全な体制の構築に努めています。また、個人情報管理の徹底や、人権啓発教育にも取組んでいます。

☞ コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスなどについては、28~31ページをご参照ください。

## 社会貢献活動

地域・社会の一員として、社会貢献活動を会社が取組むべき重要課題の1つと捉え、今後も取組みを拡大していきます。

## ■ 保険商品を通じた社会貢献活動

ガン重点医療保険SURE〈シュア〉では、すべての契約に骨髄ドナーサポート特約を追加保険料をいただくことなく自動で組込み、保障を受けられる方が骨髄提供者(ドナー)として骨髄幹細胞採取手術を受けられた場合に、所定の保険金をお支払いします。また、ウェブサイトや商品パンフレットにおいても、骨髄ドナーについて説明するコーナーを設け、骨髄移植に関する認知向上を目指しています。

☞ 骨髄ドナーサポート特約については、20ページをご参照ください。



・フェフザイト 骨髄ドナーについて説明するコーナ-

## ■ 社員参加型の社会貢献活動

社内に「募金箱」を設置し、公益財団法人日本ユニセフ協会に毎月募金をしています。また、郵便物に貼られた切手を「使用済み切手回収箱」で収集し、海外医療協力団体へ毎月送付しています。

## 環境保全活動

地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、環境方針を定めて全社で環境保全活動に取組んでいます。また、当社では、保険という目に見えない商品を扱う上で、契約関連書類や手続書類の郵送などのために紙や電気といった資源を消費している事実に加え、主力商品である自動車保険が二酸化炭素(CO2)を排出する自動車の利用を前提としていることなどから、事業活動に関連のある環境負担軽減を目指した取組みも進めています。

## ソニー損保の環境方針

#### 【理 念】

当社は持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

#### 【環境方針】

- 1. 環境マネジメントシステムの運用により、事業活動およびサービスを通じて環境に与える影響を的確に捉え、環境負荷の低減を図るとともに事業の継続的な改善に努めます。
- 2. 環境目的・目標を設定し全社で環境管理を推進するとともに、継続的な見直しを行います。
- 3. 事業活動を行う上で適用を受ける環境関連の法律、条例を遵守します。
- 4. この方針を達成するため、内部環境監査を実施し、環境マネジメントシステムの維持向上を図ります。
- 5. 社内における環境教育・社内外広報活動を実施し、環境方針の周知徹底、環境保全に関する意識向上を図ります。

## | ソニー損保が取組む環境保全活動

## ■ 環境マネジメントシステム

ソニー損保を含むソニーグループでは、全世界共通の環境マネジメントシステム(Global Environmental Management System)にて環境活動を行っており、国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。ソニー損保では、本社、蒲田、大阪および札幌の主要4事業所をISO14001の認証対象としており、電力使用量およびコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進を行っています。





ISO14001認証書・認証書の付属書

## ■ グリーン電力証書システム

2007年度から「グリーン電力証書システム」(\*1)を導入しています。2011年度までの5年間で購入したグリーン電力は370,000kWhで、約143トン(\*2)のCO2排出削減に寄与したことになります。今後も継続的にグリーン電力を購入・利用していく計画です。



当社はグリーン電力証書システムに参加しています。

- (\*1) 風力やバイオマス(生物資源)、太陽光などの地球温暖化防止、CO2の排出削減に有効な自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。
- (\*2) CO2排出量算出にあたっての排出係数(t-CO2/kWh)は、環境省が発表する電気事業者別二酸化炭素実排出係数のうち、前年度の東京電力のものを用いて算出しています。(2007年度:0.000339、2008年度:0.000425、2009年度:0.000418、2010年度:0.000384、2011年度:0.000375)

#### ■ エコマーク認定

2011年8月に自動車保険についてエコマーク認定を取得しました。

☞ エコマーク認定については、10ページをご参照ください。

## お客様とともに取組む環境保全活動

#### ■ 幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム(NPO法人そらべあ基金への寄付活動)

自動車保険の「くりこし割引」の仕組みを活用したプログラムで、ご契約者が予想より走らなかった距離の総合計100kmにつき1円を、太陽光発電設備(ソーラーパネル等)の設置費用として「NPO法人そらべあ基金(「そらべあ基金」)」(\*1)に寄付しています。そらべあ基金では、ソニー損保からの寄付金を、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備の設置などに充当していきます。

ソニー損保のご契約者は、クルマの使い方をほんの少し見直すことで実際の走行距離が予想年間走行距離を下回れば、「くりこし割引」で翌年の保険料が抑えられるだけでなく、CO2排出量も減り、太陽光発電設備の設置にも貢献することができます。

同プログラムにより、2011年度には3基の太陽光発電設備を幼稚園・保育園に設置しました。

なお、2011年度は東日本大震災で被害を受けた地域を応援するため、被害が特に大きかった、岩手県・宮城県・福島県の計3園に太陽光発電設備を1基ずつ寄贈しました。寄贈先の幼稚園・保育園での寄贈記念式典の様子などは、エコロジーサイト(http://ecology.sonysonpo.co.jp/)で紹介しています。

- \*ソニー損保は、「そらべあ基金」が推進する「そらべあスマイルプロジェクト」のサポーターとして「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。同プログラムによる寄付金額や太陽光発電設備寄贈の状況は「エコロジーサイト(http://ecology.sonysonpo.co.jp/)」で報告しています。
- (\*1)「NPO法人そらべあ基金」は、ホッキョクグマの兄弟「そらべあ」をシンボルに、再生可能エネルギーの 普及活動や環境教育を行うNPO法人です。詳しくは「そらべあ基金」のウェブサイト (http://www.solarbear.jp/)をご参照ください。
- ☞ 「くりこし割引」については、20ページをご参照ください。

#### 太陽光発電設備の寄贈記念式典



2012年3月16日 福島県いわき市アルゴ幼稚舎保育園



2012年3月23日 宮城県大崎市ほなみの杜保育園



2012年6月1日 岩手県盛岡市立つなぎ幼稚園

#### ■ エコロジーサイト

お客様参加型のウェブサイトで、ソニー損保の自動車保険のご契約者が参加対象となる「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」に関するコーナーに加え、ご契約者以外も参加できる「みんなのぷちECO」コーナーなどがあります。「みんなのぷちECO」コーナーでは「グリーンカーテンプロジェクト」などの企画を通じ、お客様とともに環境保全活動に取組んでいます。

- \*エコロジーサイトでは、ソニー損保の環境保全への取組みなども紹介しています。
- ☞ エコロジーサイトについては、16ページをご参照ください。

### ■ 各種契約手続のペーパーレス化

紙資源の節約、郵送にかかるCO2排出量の削減を目的として、各種契約手続のペーパーレス化を推進しています。自動車保険と海外旅行保険においては、インターネットによる契約申込を可能とすることで、紙の申込書などの作成・郵送の省略を実現しています。

今後も、さらなるペーパーレス化に取組みます。

### 東日本大震災により被害を受けられた方を支援するための取組み・対応

東日本大震災により被害を受けられた方を支援するための取組みとして、2011年度は、38ページのとおり、太陽光発電設備を東北地方の幼稚園・保育園に寄贈したほか、2012年2月に福島県いわき市の小学校でワークショップを実施しました。同ワークショップは、そらべあ基金とコミュニケーションアートを提供するNPO法人インスティテュート・オブ・コミュニケーション・アートと協同で実施したもので、児童が描いた作品は1枚のポスターにデザインし、みんなで作る卒業制作として、小学校とワークショップ参加児童全員にプレゼントしました。



コミュニケーションアートで描いた 作品をデザインしたポスター

このほか、被害を受けられたご契約者を対象に、「契約のご継続手続」「保険料のお支払い」について猶予期間を設けるなどの特別措置を実施するほか、ガン重点医療保険の入院保険金、手術保険金のお支払いや、入院保険金における特別なお取扱いを実施しました。加えて、2011年3月には以下の取組みも実施しています。

- 日本赤十字社を通じた寄付。(寄付金額:1千万円)
- 一般社団法人日本損害保険協会を通じた義援金の拠出。
- ソニー株式会社が実施するマッチングギフト(\*1)の取組みへの当社社員の参加。
- (\*1) 国内のソニーグループ社員から募金を募り、社員からの募金に加えその同額をソニー株式会社が拠出する募金活動。

当社独自の取組みのほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、損保業界としても社会貢献活動に取組んでいます。同協会での取組みについては、同協会のウェブサイトをご覧ください。

- 環境問題への取組み http://www.sonpo.or.jp/eco/index.html
- 防災・自然災害対策、交通安全対策、犯罪防止対策 http://www.sonpo.or.jp/protection/disaster/

## ソニーフィナンシャルホールディングスグループ

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルホールディングスグループ (SFHグループ) は、金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社と、当社・ソニー生命保険株式会社・ソニー銀行株式会社などから構成される総合金融サービスグループです。

## ■ SFHグループのビジョン

SFHグループは、金融の持つ多様な機能〈貯める・増やす・借りる・守る〉を融合して、お客様ひとりひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客様から最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

## ■ SFHグループ各社の特長

## ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社(SFH)

傘下に置く各社の経営管理を行うとともに、SFHグループの 金融機能の融合を推進しています。

## ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

お客様ひとりひとりのライフプランに基づく最適な保障をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生涯にわたってお客様の人生をサポートしています。

#### 株式会社リプラ(リプラ)

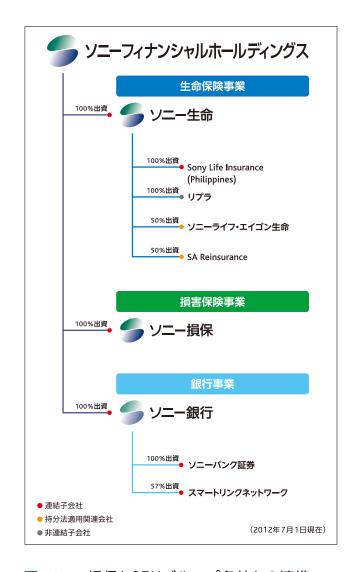
ソニー生命の専属代理店として、ライフプランニングを ベースとした最適な保障を提案するとともに、ソニー銀行 の円普通預金口座開設業務および住宅ローン、ソニー損 保の自動車保険も取扱っています。

#### ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社(ソニーライフ・エイゴン生命)

長生きすることが幸せだと心から思える社会を実現するために、お客様ひとりひとりの、セカンドライフに必要となる 資産(老後の生活資金)形成をお手伝いしています。

#### ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心 とした質の高い金融商品・サービスのほか、利便性の高い 住宅ローンなどを提供しています。



## ■ ソニー損保とSFHグループ各社との連携

2001年5月から、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)が、ソニー損保の自動車保険を販売しています。また、2004年10月からは、ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の住宅ローン専用長期火災保険を販売しています。

## ■ SFHグループとソニーグループとの連携

SFHグループの各社は、社会貢献活動・環境保全活動におけるソニーグループ全体の取組みへの参加などを通じ、ソニーグループの一員としても活動しています。

# データ編

## 目 次

⑤有価証券残存期間別残高 ...... 63

2011年度(2012年3月期)の各種概況

I.事業の概況		⑥業種別保有株式の額	63
①事業の内容	42	⑦貸付金の残存期間別の残高	63
②事業の概況	42	⑧担保別貸付金残高	63
③事業の成果	42	⑨使途別の貸付金残高および構成比	63
④会社が対処すべき課題	43	⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合…	63
Ⅱ. 主要な経営指標等の推移	44	⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合…	63
Ⅲ. 保険引受の状況		⑩リスク管理債権の状況	63
①元受正味保険料	45	③債務者区分に基づいて区分された債権	64
②受再正味保険料	45	⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64
③支払再保険料(出再正味保険料)	45	⑤特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支	64
④正味収入保険料	45	16保険契約準備金	65
⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46	⑰責任準備金積立水準	65
⑥解約返戻金 ····································		⑱引当金明細表	
⑦元受正味保険金	46	⑩貸付金償却の額	
<ul><li>⑧受再正味保険金</li></ul>	46	②資本金等明細表	66
9回収再保険金		Ⅲ. 損益の明細	
⑩未収再保険金の推移		①有価証券売却損益および評価損	66
⑪正味支払保険金・正味損害率		②売買目的有価証券運用損益 ····································	
②保険引受に係る事業費・正味事業費率		③事業費(含む損害調査費)	
③保険引受利益		④固定資産処分損益 ····································	
<ul><li>砂正味損害率・正味事業費率およびその合算率</li></ul>	48	⑤減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表	
⑤出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率		Ⅳ. 時価情報等	
⑥出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合		①有価証券	67
⑦出再保険料の格付ごとの割合		②金銭の信託	68
18損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動		③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に	
19期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト) ・・・・・・		該当するものを除く)	68
②事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50	④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	68
①契約者配当金の額		⑤先物外国為替取引	
Ⅳ. 資産運用の状況		⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く)…	68
①資産運用方針	50	⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは	
②運用資産の概況	50	有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証	
③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)		券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品	
<ul><li>④海外投融資残高</li></ul>	51	取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同	
V. 公共債の窓販実績 ····································	51	項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	68
Ⅵ. ソルベンシー・マージン比率	52	V. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書 …	69
		VI. その他 ·····	69
経理の状況			
I.財務諸表		会社の概要	
①貸借対照表	54	I . 株主・株式の状況	
②損益計算書	57	①基本事項	70
③株主資本等変動計算書	59	②株式分布状況および上位10名の株主	70
④キャッシュ・フロー計算書	60	③資本金の推移および最近の新株の発行	70
⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移	61	Ⅱ. 従業員の状況	70
⑥1株当たり配当金等の推移	62	Ⅲ. 取締役・監査役および執行役員一覧	71
Ⅱ. 資産・負債の明細		Ⅳ. 会社の機構	
①現金及び預貯金	62		
②商品有価証券	62	損害保険用語の解説	73
③保有有価証券	62	開示項目一覧	
④保有有価証券利回り(運田資産利回り)			

本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。なお、一部の比率および利回りについては小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを表示しています。

## 2011年度(2012年3月期)の各種概況

## Ⅱ 事業の概況

#### ①事業の内容

ソニー損保は、1999年秋の開業以来、ウェブサイトやコールセンターを通じてお客様に商品やサービスを直接提供するダイレクト型のビジネスモデルをベースに損害保険事業を展開しています。主な取扱商品は、充実した補償を納得感のある保険料で提供するリスク細分型の自動車保険とがん保障に重点をおいた医療保険であり、お客様とのダイレクトな関係を大切にしながら、商品やサービス品質の改善に継続的に取組んでいます。

#### ②事業の概況

2011年度の日本経済は、東日本大震災からの復興に向け内需は回復しつつあるものの、世界的な景気減速や急激な円高等の影響を受け、企業業績や雇用・所得環境は依然厳しく鮮明な回復感なく推移しました。損害保険業界では、地震保険需要の高まりや自動車保険・自賠責保険の保険料の改定効果により前年度に比べ収入は微増したものの、震災以降もタイの洪水や大型台風などの自然災害の発生と自動車保険の損害率の高止まりなどにより、支払保険金が増加したことから、業界全体として厳しい経営環境が続きました。

このような環境下において、ソニー損保は自動車保険と医療保険を中心とする事業展開に継続的に注力してまいりました。

#### 商品

主力の自動車保険において、保険開始日が2011年2月 以降のご契約を対象に、契約距離区分の細分化や新しい 特約・割引の導入などによる商品力強化に努めるととも に、損害率の上昇を抑制するため保険料水準の見直しを 実施しました。医療保険においては、先進医療費保障特約 の販売を開始するなど、お客様のニーズに対応した商品 内容の強化を行いました。

#### 顧客サービス

ウェブサイトのわかりやすさの改善と利便性の向上をはかるとともに、急速に普及しているスマートフォン向けにアプリケーションを開発し、自動車の事故や故障のときに役立つ「トラブルナビ」や手軽に安全運転を診断できる「ドライバーズナビ」の提供を開始しました。

### マーケティング

2011年度もテレビコマーシャルやインターネットの広告を 積極的に展開するとともに、TwitterやFacebookなど のソーシャルメディアに新たに取組むことでお客様との 双方向のコミュニケーションを強化しました。

#### そのほかの主な取組み

環境保全活動面では、財団法人日本環境協会が定める 基準をクリアし、ダイレクト損保で初めて自動車保険について エコマーク認定を取得しました。さらに、NPO法人そらべあ 基金を通じた寄付プログラムを推進し、2011年度は東 日本大震災被災地域の支援を兼ねて、福島県、宮城県、 岩手県の幼稚園・保育園に太陽光発電設備を寄贈しました。

今後も「"Feel the Difference" ~この違いが、保険を変えていく。 ~」というスローガンのもと、お客様にソニー損保ならではの価値ある違いを感じていただけるよう、商品やサービスの一層の充実に取組んでいきます。

### ③事業の成果

以上のような取組みを通じて事業活動を展開した結果、元受正味保険料は前年同期比7.5%増の成長を維持することができ、自動車保険と医療保険の合計保有契約件数は2012年3月末時点で149万件を超えました。2011年度の損益状況については、保険引受収益79,172百万円、資産運用収益872百万円等を合計した経常収益は80,096百万円となりました。一方、保険引受費用58,067百万円、資産運用費用4百万円、営業費及び一般管理費19,084百万円等を合計した経常費用は77,236百万円となり、この結果、経常利益は2,859百万円となりました。これに特別損失、法人税等を加減した当期純利益は、1,299百万円となりました。

#### 保険引受の概況

保険引受の概況については、正味収入保険料は79,141百万円となりました。一方、支払保険金の増加により損害率は前年度を上回る結果となり、正味支払保険金45,032百万円、損害調査費5,081百万円を計上した結果、正味損害率は63.3%となりました。

また、諸手数料及び集金費1,367百万円、保険引受に係る 営業費及び一般管理費18,974万円を計上した結果、正味 事業費率は25.7%となりました。これらに支払備金繰入額、 責任準備金繰入額等を加減した結果、保険引受利益は 2,109百万円となりました。

#### 資産運用の概況

2011年度末の総資産は、前年度末に比べ9,230百万円増加して118,612百万円となりました。このうち有価証券などの運用資産は前年度末に比べ5,194百万円増加して89,890百万円となり、利息及び配当金収入は873百万円となりました。

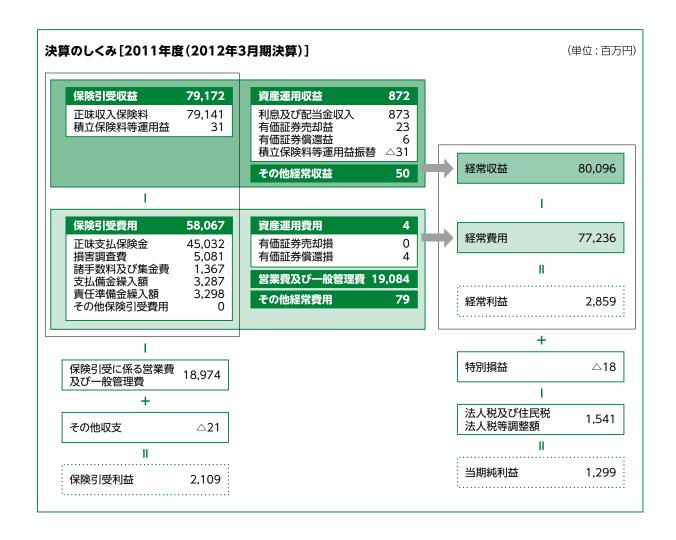
### ④会社が対処すべき課題

ソニー損保の中長期的な課題は以下のとおりです。これらの取組みを通じて引続き業務品質の向上に努めるとともに、 企業価値の最大化に全力を尽くし、お客様から信頼される保険会社であり続けることを目指します。

#### <中長期的な課題>

- ①商品力、サービス品質の強化による持続的な成長
  - 自動車保険の商品力の強化、その他種目の商品領域拡大
  - 高品質なサービス(事故解決、コールセンター、ウェブ等)による顧客満足度の最大化
- ②損害率の改善および事業費率の適切なコントロールによる収益性の向上
- ③業容の拡大、業務効率の向上、安定的事業継続のためのシステム基盤の整備
- ④法令等遵守、顧客保護等に向けた管理態勢の強化

さらに、当社はソニーフィナンシャルホールディングスグループの一員として、今後ともソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社などとの連携強化に努め、お客様のニーズに合致したサービスを提供できるよう努力していきます。



## Ⅲ 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

年 度区 分	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
正味収入保険料	55,001	61,106	67,440	73,343	79,141
(対前期増減率) 	( 9.0%)	( 11.1%)	( 10.4%)	( 8.8%)	( 7.9%)
保険引受利益	2,277	1,665	1,979	1,469	2,109
(対前期増減率) ————————————————————————————————————	( 41.4%)	( △26.9%)	( 18.9%)	( △25.8%)	( 43.5%)
経 常 収 益	55,649	61,882	68,174	74,166	80,096
( 対 前 期 増 減 率 ) 	( 9.1%)	( 11.2%)	( 10.2%)	( 8.8%)	( 8.0%)
経 常 利 益	2,817	2,178	2,565	2,144	2,859
(対前期増減率) ————————————————————————————————————	( 37.8%)	( △22.7%)	( 17.8%)	( △16.4%)	( 33.3%)
当期純利益(△は当期純損失)	2,185	△1,556	1,604	1,297	1,299
(対前期増減率) 	( 36.7%)	( △171.2%)	( -)	( △19.2%)	( 0.2%)
正味損害率	53.5%	55.0%	57.2%	60.0%	63.3%
正味事業費率	26.7%	26.7%	26.1%	25.5%	25.7%
利 息 及 び 配 当 金 収 入	578	684	688	784	873
(対前期増減率)	( 30.9%)	( 18.2%)	( 0.6%)	( 13.9%)	( 11.4%)
運用資産利回り(インカム利回り)	0.99%	1.06%	0.93%	0.95%	0.98%
資産運用利回り(実現利回り)	1.02%	0.89%	0.94%	0.97%	1.01%
有 価 証 券 残 高	56,237	64,309	73,234	80,608	84,474
貸 付 金 残 高	_	_	_	_	-
責任準備金残高	42,711	50,791	58,125	64,073	67,371
資 本 金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
(発行済株式の総数)	( 400千株)	( 400千株)	( 400千株)	( 400千株)	( 400千株)
純 資 産 額	15,385	13,678	15,482	16,772	18,009
総資産額	78,645	86,698	98,340	109,382	118,612
積立勘定として経理された資産額	_	_	_	_	-
自 己 資 本 比 率	19.6%	15.8%	15.7%	15.3%	15.2%
配 当 性 向	_	_	_	_	_
単体ソルベンシー・マージン比率	1,073.9%	993.0%	1,018.5%	981.4%	557.8%*
従 業 員 数	651名	752名	814名	922名	979名

<sup>\*</sup>単体ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、2011年度から新しい基準(現行基準)が適用されています。

## Ⅲ 保険引受の状況

①元受正味保険料

(単位:百万円)

			年 度					度		2009年度	₹	:	2010年度		2011年度		
種	目								金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火								災	278	0.4	△26.6	185	0.3	△33.6	176	0.2	△ 4.8
海								上	_	-	_	_	_	_	_	_	_
傷								害	6,941	10.4	4.3	7,135	9.8	2.8	7,424	9.5	4.0
自				動				車	59,849	89.2	11.2	65,516	89.9	9.5	70,712	90.3	7.9
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	_	-	_	_	_	_	_	_	_
そ				の				他	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合								計	67,069	100.0	10.2	72,837	100.0	8.6	78,313	100.0	7.5
従	業	員	-	-	人	当	た	Ŋ	82		1.8	78	7	△4.1	79		1.3
元	受		Œ	味	伊	₹	険	料	02		1.0	/6		△4.1	/9		1.3

- (注) 1. 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金) 2. 従業員一人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数

  - 3. 当社には積立保険料はありません。

## ②受再正味保険料

(単位:百万円)

			年 度					度					:	2010年度	:	2011年度			
種	Ħ								金	額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)	
火								災		1	0.1	△57.1	1	0.2	57.5	1	0.1	△ 31.9	
海								上	1	03	10.4	△76.2	132	11.9	27.3	116	9.2	△ 11.9	
傷								害	2	42	24.2	△15.8	262	23.6	8.2	245	19.5	△ 6.3	
自				動				車		1	0.2	9.0	1	0.2	18.2	2	0.2	10.9	
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	6	51	65.1	32.0	714	64.2	9.7	893	71.0	25.1	
そ				の				他		_	_	_	_	_	_	_	_	_	
合								計	1,0	000	100.0	△18.1	1,112	100.0	11.2	1,259	100.0	13.2	

(注)受再正味保険料=受再保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

## ③支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

							年	度		2009年度	Ę	:	2010年度		:	2011年度	
種	Ħ								金 額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)	金額	構成比(%)	増減率(%)
火								災	267	42.4	△26.5	178	29.5	△33.1	104	24.3	△ 41.4
海								上	101	16.1	△74.3	126	20.8	24.4	25	6.0	△ 79.5
傷								害	15	2.4	68.1	28	4.7	83.5	43	10.1	54.3
自				動				車	245	39.0	13.3	273	45.1	11.1	257	59.7	△ 5.7
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	_	_	_	_	_	_	_	_	_
そ				の				他	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合								計	629	100.0	△36.0	606	100.0	△3.7	431	100.0	△ 28.8

(注)支払再保険料=再保険料-(再保険返戻金+その他再保険収入)

## ④正味収入保険料

(単位:百万円)

			年					度					2010年度			2011年度	:	
種	Ħ								金	額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金額	構成比(%)	増収率(%)
火								災	1	12	0.0	△32.9	8	0.0	△34.6	72	0.1	780.1
海								上		2	0.0	△94.2	5	0.0	148.2	90	0.1	1,430.5
傷								害	7,16	58	10.6	3.4	7,369	10.0	2.8	7,626	9.6	3.5
自				動				車	59,60	)4	88.4	11.2	65,245	89.0	9.5	70,457	89.0	8.0
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	65	51	1.0	32.0	714	1.0	9.7	893	1.1	25.1
そ				の				他		_	_	_	_	_	_	_	_	_
合								計	67,44	10	100.0	10.4	73,343	100.0	8.8	79,141	100.0	7.9

(注)正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料

## ⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分			年 度	2009年度	2010年度	2011年度
围	内	契	約	100.0	100.0	100.0
海	外	契	約	_	_	-

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

6解約返戻金

(単位:百万円)

_ ·.			-								(+12.0/11)
種	▊						年	度	2009年度	2010年度	2011年度
火								災	9	8	12
海								上	_	_	-
傷						害		害	0	0	0
自				動				車	420	458	546
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	12	16	16
そ				の				他	_	_	_
合								計	442	483	575

(注)解約返戻金=元受解約返戻金+受再解約返戻金

⑦元受正味保険金

(単位:百万円)

			年					度	2009	9年度	2010	)年度	201	1年度
種	Ħ								金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火								災	1	0.0	4	0.0	151	0.3
海								上	_	_	_	_	_	_
傷								害	1,395	4.1	1,543	4.0	1,703	3.9
自				動				車	32,863	95.9	36,962	96.0	42,370	95.8
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	_	_	_	_	_	_
そ				の				他	_	_	_	_	_	_
合								計	34,260	100.0	38,511	100.0	44,225	100.0

(注)元受正味保険金=元受保険金-元受保険金戻入

⑧受再正味保険金

(単位:百万円)

年,	度 200	9年度	201	0年度	201	1年度
種 目	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火	挺 —	_	_	_	40	3.2
海	上 29	4.5	110	12.5	241	19.1
傷	害 96	14.5	93	10.6	117	9.3
自動	車 0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車損害賠償責	<b>±</b> 535	80.9	683	76.9	862	68.4
その	也 —	_	_	_	_	_
<del></del>	† 661	100.0	887	100.0	1,261	100.0

(注)受再正味保険金=受再保険金-受再保険金戻入

**⑨回収再保険金** (単位:百万円)

	- 12 4 1 -		·—											(+12 - 1771 )/
							年	度	200	9年度	2010	0年度	201 <sup>-</sup>	1年度
種	目								金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火								災	1	0.3	4	3.3	150	33.1
海								上	26	7.7	99	69.9	102	22.5
傷								害	12	3.6	17	11.9	24	5.3
自				動				車	308	88.3	21	14.9	177	39.1
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	_	_	_	_	_	_
そ				の				他	_	_	_	_	_	_
合								計	348	100.0	142	100.0	454	100.0

(注)回収再保険金=再保険金-再保険金割戻

## ⑩未収再保険金の推移

(単位:百万円)

年 度種 目 計	2009年度	2010年度	2011年度
(A) 年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金	11 (–)	68(-)	8(-)
(B) 当該年度に回収できる事由が発生した額	348(-)	142(-)	310(–)
(C) 当 該 年 度 回 収 等	292(–)	202(-)	311 (–)
(D) 年 度 末 の 未 収 再 保 険 金 ( A ) + ( B ) - ( C )	68(-)	8(-)	6(-)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

## ⑪正味支払保険金•正味損害率

(単位:百万円)

				年)						2	2009年度	Ī		2010年度	Ę	2011年度					
種	B							_	金額	頁	構成比(%)	正味損害率(%)	金額	構成比(%)	正味損害率(%)	金額	構成比(%)	正味損害率(%)			
火								災		0	0.0	75.9	О (	0.0	102.0	40	0.1	56.9			
海								上		2	0.0	125.4	11	0.0	187.5	138	0.3	153.2			
傷								害	1,47	'9	4.3	22.9	1,620	4.1	24.6	1,796	4.0	26.3			
自				動				車	32,55	55	94.2	61.1	36,941	94.1	63.6	42,193	93.7	66.8			
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	53	35	1.5	82.1	683	1.7	95.6	862	1.9	96.5			
そ				の				他		-	_	_	_	_	_	_	_	_			
合								計	34,57	'3	100.0	57.2	39,256	100.0	60.0	45,032	100.0	63.3			

(注)1. 正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金-回収再保険金

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

## ⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区	分							年	度	2009年度	2010年度	2011年度
保	険	引	受	に	係	る	事	業	費	17,573	18,738	20,342
			保険	引受に	係る語	営業費	及びー	-般管理	里費	16,301	17,413	18,974
			諸	受に係る営業費及び-  毛数料及びり					1,271	1,324	1,367	
正	0;	未	事	<b>5</b>	業	ŧ	費		率	26.1%	25.5%	25.7%

(注)正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

③**保険引受利益** (単位:百万円)

区:	···········分			年 度	2009年度	2010年度	2011年度
保	険	引	受 」	又 益	67,468	73,375	79,172
保	険	引	受 5	貴 用	49,185	54,491	58,067
営	業費	及 び -	- 般 管	理費	16,301	17,413	18,974
そ	の	他	収	支	△0	△0	△ 21
保	険	引	受 7	到 益	1,979	1,469	2,109

- (注)1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。
  - 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

## [保険種目別保険引受利益]

(単位:百万円)

種 E	 <b>∄</b>			_			年	度	2009年度	2010年度	2011年度
火								災	43	△30	△ 79
海								上	167	41	△ 204
傷								害	277	224	132
自				動				車	1,491	1,234	2,260
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	_	_	_
そ				の				他	_	_	_
合								計	1,979	1,469	2,109

#### ⑭正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

				_			年	度		2009年度	Ę		2010年度			2011年度	:
種	目							_	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火								災	75.9	△152.5	△76.6	102.0	130.0	232.0	56.9	77.1	134.0
海								上	125.4	△1,456.9	△1,331.5	187.5	△747.2	△559.8	153.2	△ 6.9	146.3
傷								害	22.9	21.1	44.0	24.6	20.8	45.4	26.3	21.1	47.4
自				動				車	61.1	27.0	88.1	63.6	63.6 26.4 90		66.8	26.5	93.3
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	82.1	_	82.1	95.6	_	95.6	96.5	-	96.5
そ				の				他	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合								計	57.2	26.1	83.3	60.0	25.5	85.6	63.3	25.7	89.0

<sup>(</sup>注)合算率=正味損害率+正味事業費率

#### ⑤出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位:%)

$\odot$ $\blacksquare$	1 7 1 7 10/10/ 42 20 7 13		N 3-2 1- 03	0.0,	<b>—</b> — —							( <del>+</del>   <del>17</del> · /0)
			年 度		2009年度			2010年度			2011年度	
種				発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火			災	24.7	195.1	219.8	_	_	_	7.0	77.9	84.9
海			上	34.1	2.0	36.2	136.4	2.3	138.8	223.3	3.2	226.5
傷			害	46.2	40.3	86.5	48.9	39.5	88.3	49.9	39.8	89.8
	(医		療)	(-)	/	/	(-)			(-)		
	(が		ん)	(45.6)			(48.9)			(50.1)		
	介		護)	(-)			(-)			(-)		
	(そ	の	他)	(52.9)			(49.1)	/		(48.0)		
自	動		車	67.2	28.1	95.3	70.7	27.3	98.0	73.1	27.2	100.4
そ	Ø		他	_	_	_	_	_	_	1	_	_
合			計	65.8	28.9	94.7	69.8	28.2	97.9	72.0	28.0	100.0

- (注)1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
  - 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)・出再控除前の既経過保険料
  - 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
  - 4. 合算率=発生損害率+事業費率
  - 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
  - 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

#### ⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2011年度	6(–)	88.2 (–)
2010年度	6(-)	90.9 (–)

- (注)1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
  - 2.( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

#### 切出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2011年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)
2010年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。 格付区分は、以下の方法により区分しています。

〈格付区分の方法〉

S&P社とAMBest社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しています。(A-は、「A以上」に区分しています。) これら2社の格付がない場合は、ムーディーズ社の格付を使用しています。(A3は、「A以上」に区分しています。)

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

### ⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車指 と仮定します。	貴害賠償責任保険を除くすべての保険種	種目について、均等に発生損害率が1%上昇する
計算方法	<ul><li>○増加する発生損害</li><li>おけるそれぞれの</li><li>○増加する異常危険</li></ul>	『額=既経過保険料×1% 『額のうち、正味支払保険金、支払備金 割合により按分しています。 ☆準備金取崩額=正味支払保険金の増加 頁=増加する発生損害額−増加する異常	
経営利益の減少額	2011年度	179百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	544 百万円
#EF170MCV/##CF178#	2010年度	194百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	472 百万円

#### ⑲期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2011年度	20,950	12,967	10,297	△ <b>2,313</b>
2010年度	17,853	10,070	9,306	△1,523
2009年度	15,962	9,457	7,723	△1,218
2008年度	14,547	8,051	7,363	△868
2007年度	12,460	6,754	6,080	△374

- (注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
  - 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
  - 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## 20事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車保険] (単位: 百万円)

								2008年度						2009年度				0040 ====						(1 12 13/31 3/			٦/		
	事北	発生年月	<b>+</b>	2	200	7年[	篗		2	2008	]年	度		2	2009	年	隻			20	10年	度			20	011	年度	ŧ	
	尹以	九土4-1:	豆	金 額	比	率	変	動 :	金額	比	率	変 動	金	額	比	率	変	動	金	頂比	; 率	変	動	金	額」	比	率	変 重	力
累計	事故	マ発生年月	度末	26,251					28,854				33,0	650					38,64	7	/			43,1	29				
累計保険金+支払備金	1	年	後	26,660	1.0	016	40	8 2	29,418	1.0	20	563	34,0	668	1.0	30	1,0	18	40,10	9 1	.038	1,	461						
金土	2	年	後	26,879	1.0	800	21	9 2	29,513	1.0	03	95	35,	212	1.0	16	5	43											
支払	3	年	後	26,990	1.0	004	11	1 2	29,597	1.0	03	83	3																
佣金	4	年	後	26,994	1.0	000		3																					
最	終損	害見積り	り額		26,	994				29,5	597				35,2	212				4	0,109	9			-	43,1	29		
累	計	保 険	金		26,	355				28,5	578				32,4	122				3	5,020	) [				30,0	19		
支	払	, 備	金		638			1,018			2,789			5,088					13,109										

[傷害保険] (単位:百万円)

-	事故発生年度		<b>—</b>	2007年度			2	2008年	芰	2	2009年	芰	2	2010年	度	2011年度			
•			歧	金額	i比	率	変 動	金額	比 率	変 動	金額	比 率	変 動	金額	比 率	変 動	金額	比 率	変 動
累計	事故	発生年	度末	1,106				1,179			1,280			1,432			1,577		
累計保険金士	1	年	後	1,302	1.1	177	196	1,263	1.071	83	1,345	1.051	64	1,426	0.996	△ 5			
金土	2	年	後	1,375	1.0	)56	72	1,311	1.038	48	1,416	1.053	71						
支払備金	3	年	後	1,401	1.0	)19	26	1,359	1.036	47									
金	4	年	後	1,414	1.0	009	12												
最	終損	害見積	り額		1,	414			1,359	)		1,416			1,426	<u> </u>		1,577	'
累	計	保険	金		1,	303			1,346	<b>.</b>		1,384			1,386	5		1,087	
支	払	、 備	金			111			12	2		32			40	)		489	

[賠償保険] (単位:百万円)

	2007年度								2008年度 2009年度						2010年度					2011年度													
	<del>=</del> +++5	<b>**</b>	<b>*</b>		4	2UU.	/平)	支			4	2000	o <del>∓</del> ≀	支				.UUS	7 <del>4</del> 7:	支				יוטנ	ノ平り	支		·					
•	事故:	発生年	支	金	額	比	率	変	動	金	額	比	率	変	動	金	額	比	率	変	動	金	額	比	率	変	動	金	額	比	率	変	動
累計	事故	発生年	度末		_					-	-					-	-					-	•						-				_
保険	1	年	後		_		_	-	_	-	_	-	_		_	-	-	-	-		_	-	•	-	-		_						
累計保険金+支払備金	2	年	後		_		_	-	_	-	-	-	_		_	-	-	-	-		-												
支払	3	年	後		_		_	-	_	-	-	-	-		-																		
金	4	年	後		_		_	-	_																								
最	終損	害見積	り額			•	_					-	-					-	-					•	_					-	-		
累	計	保 険	金			•	_					-	-					-	-					•	_					-	-		
支	払	備	金				_					-	_					-	-					-	_					-	-		

- (注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
  - 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
  - 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

## ②契約者配当金の額 該当ありません。

## ☑ 資産運用の状況

## ①資産運用方針

市場環境や資産運用リスク、現状の金利水準および将来の金利変動等を勘案した上で、中長期的に安定的な運用収益を確保することを目標としています。

運用は円貨建債券を基本とし、投資時期の分散や再投資時期を視野に入れた運用などにより、安定的な運用収益を確保するようポートフォリオを構築しています。

②運用資産の概況 (単位:百万円)

		年 度	2009	年度末	2010:	年度末	2011年度末		
区分	<del>)</del>		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
預	貯	金	3,507	3.6	3,859	3.5	5,161	4.4	
コ	ール	ローン	_	_	_	_	_	_	
買	現 先	勘定	_	_	_	_	_	_	
債 券	\$ 貸借取引		_	_	_	_	_	_	
買	入 金	銭 債 権	_	_	_	_	_	_	
商	品 有	価 証券	_	_	_	_	_	_	
金	銭の		_	_	_	_	_	_	
金 有	価	証券	73,234	74.5	80,608	73.7	84,474	71.2	
貸	付	金	_	_	_	_	_	_	
	地 •	建物	223	0.2	227	0.2	255	0.2	
<u>土</u> 運	用 資		76,964	78.3	84,695	77.4	89,890	75.8	
総	資	産	98.340	100.0	109.382	100.0	118.612	100.0	

## ③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円) 2009年度 2010年度 2011年度 年 度 区 分 金 額 利回り(%) 金 額 利回り(%) 金 額 利回り(%) 0.05 0.04 0.02 預 貯 金 1 1 0  $\Box$ ル ン 先 定 買 現 勘 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 買 金 銭 権 債 入 商 品 有 証 券 金 銭 ത 託 有 証 券 686 0.97 783 0.99 872 1.03 価 貸 金 付 土 地 物 建 688 小 0.93 784 0.95 計 873 0.98 そ ത 他 0 0 0 合 計 688 784 873 資 産運用利回り(実現利回り) 0.94 0.97 1.01

- 合 (注)1.収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。
  - 2. 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。
  - 3. 利回りの計算方法
    - (1)運用資産利回り(インカム利回り)

時 価 総

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得 原価をベースとした利回り。

1.24

0.96

- ・分子=利息及び配当金収入
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
- (2)資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

·分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

利 Ŋ

- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高
- (3) 時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額\*-前期末評価差額\*)
- ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額\*
- \*税効果控除前の金額による。

#### ④海外投融資残高

(単位:百万円)

0.91

	年				度	2009:	年度末	2010:	年度末	2011年度末		
区	分						金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
	外	玉	公		社	債	_	_	_	_	_	_
外	外	玉		株		式	_	_	_	_	_	_
貨 建	そ		の			他	_	_	_	_	_	_
			計				ı	-	_	-	_	_
	非	居信	È	者	貸	付	-	_	_	_	_	_
円	外	玉	公		社	債	997	100.0	989	100.0	897	100.0
円貨建	そ		の			他	_	_	_	_	_	_
			計				997	100.0	989	100.0	897	100.0
合						計	997	100.0	989	100.0	897	100.0
海 外 投	運 ( 1	用 資 ſ ン カ	産 ム	利 利	り	) )	2.2	22%	1.9	6%	2.1	1%
海外投融資利回り	資 (	產 運 実 現	用 利	利 回	回 り	) )	2.2	22%	1.9	6%	2.1	1%
り	(参	考 ) 時	価	総合	利回	Ŋ	2.2	22%	1.9	6%	2.1	1%

- (注) 1. 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「利息及び配当金収入÷取得原価または償却 原価による平均残高」により算出したものです。
  - 2. 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用 費用)÷取得原価または償却原価による平均残高」と同様の方法により算出したものです。

## ▼ 公共債の窓販実績

該当ありません。

## Ⅲ 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

					(単位:百万円)
年 度区 分	2007年度末 旧基準	2008年度末 旧基準	2009年度末 旧基準	2010年度末 旧基準	2011年度末 現行基準
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	23,977	24,195	27,444	28,758	27,511
資本金または基金等(純資産の部合計額から社外流出 予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額)	15,408	13,852	15,456	16,753	18,053
価格変動準備金	36	12	27	43	61
危 険 準 備 金	2	3	6	8	54
異常危険準備金	8,553	10,500	11,918	11,926	9,406
一般貸倒引当金	_	_	_	_	_
その他有価証券の評価差額×90% (評価損の場合は100%)	△23	△173	36	26	△63
土地含み損益×85%(評価損の場合は100%)	_	_	_	_	_
払 戻 積 立 金 超 過 額	_	_	_	-	_
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	_	_	_	_	_
払 戻 積 立 金 超 過 額 及 び 負 債 性 資 本 調 達 手 段 等 の う ち、マー ジン に 算 入 さ れ な い 額	_	_	_	-	_
意 図 的 保 有 に よ る 控 除 額	_	_	_	_	_
そ の 他	_	_	_	-	_
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	4,465	4,872	5,388	5,860	9,862
一 般 保 険 リ ス ク (R1)	3,701	4,097	4,599	5,060	8,929
第三分野保険の保険リスク (R2)	0	0	0	0	_
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )	6	8	10	12	58
資産運用リスク (R4)	306	294	288	235	309
経 営 管 理 リ ス ク (R5)	138	150	165	177	297
巨大災害リスク (R6)	611	614	614	615	627
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	1,073.9%	993.0%	1,018.5%	981.4%	557.8%

(注)上表の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号および平成23年内閣府令第11号、ならびに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示 第24号および平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容反映前 の基準です。

#### ●単体ソルベンシー・マージンの内訳

1. 資本金または基金等 貸借対照表の純資産の部の合計額から「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延

資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額です。

2. 価格変動準備金 貸借対照表の価格変動準備金です。

3. 危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」です。

4. 異常危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の

金額を合計したものです。

5. 一般貸倒引当金 貸借対照表の貸倒引当金の一部である「一般貸倒引当金」です。当社は該当ありません。

6. その他有価証券の評価差額 その他有価証券(「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」以外の

有価証券)に係る評価差額です。

7. 土地含み損益 土地および借地権等の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額です。当社は該当ありません。

8. 払戻積立金超過額 貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」の超過積立額です。当社は該当ありません。

9. 負債性資本調達手段等 劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により調達した金額のうち一定条件を満たすものです。

当社は該当ありません。

10. 意図的保有による控除額 他の保険会社または金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合、それが保険会社

向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、単体ソルベンシー・マージン

から控除することとなっています。当社は該当ありません。

11. その他 純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額などです。当社は該当ありません。

#### 【参考】2011年度末(2012年3月31日)から適用された現行基準による2010年度末の数値

		(単位:百万円)
区 :		度 2010年度末 現行基準
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	28,758
	資本金または基金等(純資産の部合計額から社外流 予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した	
	価格変動準備	金 43
	危 険 準 備	金 8
	異常危険準備	金 11,926
	一 般 貸 倒 引 当	金 –
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 額 × 9 0 ( 評 価 損 の 場 合 は 1 0 0 %	
	土地含み損益×85%(評価損の場合は1009	%) –
	払 戻 積 立 金 超 過	額
	負 債 性 資 本 調 達 手 段	等 –
	払 戻 積 立 金 超 過 額 及 び 負 債 性 資 本 調 手 段 等 のうち 、 マ ー ジンに 算 入 され な い	
	意図的保有による控除	額
	その	他 一
(B) <u>i</u>	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	9,114
	— 般 保 険 リ ス ク ( R ₁)	8,207
	第三分野保険の保険リスク (R2)	0
	予 定 利 率 リ ス ク ( R ₃)	49
	資 産 運 用 リ ス ク ( R 4 )	400
	経 営 管 理 リ ス ク ( R 5)	278
	巨 大 災 害 リ ス ク ( R 6 )	615
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	631.0%

2010年度末の単体ソルベンシー・マージン比率に ついて、現行基準に基づいて算出した単体ソルベン シー・マージン比率を参考表示します。

## 【単体ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立てていますが、巨大災害の発生や、損害 保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。 こうした「通常の予測を超える危険」(単体リスクの合計額:表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体 ソルベンシー・マージン総額:表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C)) です。

資本金・準備金等の支払余力 単体ソルベンシー・マージン比率(%)= 通常の予測を超える危険×1/2

- ●「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ①保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク) 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
  - ②予定利率上の危険(予定利率リスク) 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③資産運用上の危険(資産運用リスク)
  - 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 ④経営管理上の危険(経営管理リスク)
  - 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~③および⑤以外のもの ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
  - 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- [損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力] (単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出 予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ●単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の1つ ですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

## 経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「あらた監査法人」の監査を受けています。

## **I** 財務諸表

①貸借対照表

**〈資産の部〉** (単位:百万円)

	E O O D			_4	<b>軍</b> 度	2010年度(2011	  年3月31日現在〕	2011年度(2012	2年3月31日現在〕	(学位、日月刊)	
科!	■				T 182	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	比較増減	
(資	産の部	)									
現	金	及	び 預	貯	金	3,859	3.53	5,161	4.35	1,301	
	現				金	0		0			
	預		貯		金	3,859		5,161			
有		価	訂	E	券	80,608	73.69	84,474	71.22	3,865	
	国				債	44,619		57,709			
	地		方		債	19,990		13,585			
	社				債	12,253		11,207			
	株				式	_		600			
	外	玉		証	券	897		897			
	そ	o 1	也 の	証	券	2,848		474			
有	形	固	定	資	産	384	0.35	434	0.37	49	
	建				物	227		255			
	その	他の	有 形	固定資	資 産	156		178			
無	形	固	定	資	産	3,632	3.32	6,806	5.74	3,173	
	ソ	フ	トゥ	ェ	ア	3,056		3,179			
	у 7	7 トゥ	・ェア	仮態	力定	569		3,622			
	その	他の	無形	固定	資 産	6		4			
そ	σ	)	他	資	産	14,947	13.67	16,743	14.12	1,795	
	未	収	保	険	料	1,078		1,156			
	再	保		険	貸	23		13			
	外	国	再 保	険	貸	_		0			
	未		収		金	10,213		11,302			
	未	収		収	益	153		151			
	預		託		金	416		410			
	地	震 保	険	預 託	金	25		0			
	仮		払		金	3,036		3,708			
繰	延	税	金	資	産	5,949	5.44	4,993	4.21	△956	
資	産	Ø	部	合	計	109,382	100.00	118,612	100.00	9,230	

## **<負債及び純資産の部>** (単位:百万円)

>只	(単位:白万円) 年度 2010年度(2011年3月31日現在) 2011年度(2012年3月31日現在)												
∓N.				年	度					比較増減			
科						金額	構成比(%)	金額	構成比(%)				
	負債の部)												
保	険		約 準	備	金	84,978	77.69	91,564	77.20	6,585			
	支	払	倞	莆	金	20,904		24,192					
	責	任	準	備	金	64,073		67,371					
そ	$\sigma$	) <u>1</u>	也	負	債	6,212	5.68	7,512	6.33	1,300			
	再	保	ß	<b>美</b>	借	107		59					
	外	国	再 保	険	借	8		5					
	未	払 法	去 人	税	等	789		316					
	預		i)		金	8		10					
	未		払		金	2,147		3,012					
	仮		受		金	3,152		4,108					
退	職	給	付 引	当	金	644	0.59	717	0.60	72			
役	員追	退 職 !	慰労	引当	金	34	0.03	40	0.03	5			
賞	<u> </u>	j i	31	当	金	695	0.64	707	0.60	11			
特	別	法上	の当	革 備	金	43	0.04	61	0.05	17			
	価	格変	動	革 備	金	43		61					
負	債	の	部	合	計	92,609	84.67	100,603	84.82	7,994			
(紅	直発産の きょうしん	部)											
資		;	本		金	20,000	18.28	20,000	16.86				
資	4	<b>k</b> 3	剰	余	金	20,000	18.28	20,000	16.86				
	資	本	準	備	金	20,000		20,000					
利	益	<b>±</b> •	剰	余	金	△23,246	△21.25	△21,946	△18.50	1,299			
	そ(	の他:	利益	剰余	金	△23,246		△21,946					
	i	繰 越	利 益	剰 余	金	△23,246		△21,946					
株	主	資	本	合	計	16,753	15.32	18,053	15.22	1,299			
そ	の他を	有価証	券 評 個	西差額	金	19	0.02	△44	△0.04	△63			
評	価・	換算	差額	等 合	計	19	0.02	△44	△0.04	△63			
純	資	産	の部	合	計	16,772	15.33	18,009	15.18	1,236			
負	債 及	び純	資産の	部合	計	109,382	100.00	118,612	100.00	9,230			

#### 【貸借対照表の注記(2011年度)】

- 1.有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
- (1)満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っています。
- (2) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の 算定は移動平均法に基づいています。

- 2.有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っています。
- 3.自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に 基づく定額法により償却しています。
- 4.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計 処理基準に準拠して行っています。
- 5.退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しています。
- 6.役員退職慰労引当金は、役員の退職金の支払いに備えるため、内規に 基づく当事業年度末の要支給額を計上しています。
- 7.賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上して います。
- 8.価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険 業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 9.消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、 営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産 に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っ ています。
- 10.当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しています。
- 11.金融商品に関する事項は次のとおりです。
  - (1)金融商品の状況に関する事項
    - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っています。金融資産については、安定的な投資収益の確保のため、公社債、外国公社債を中心とした投資資産を保有しています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融資産は主として有価証券と未収金です。保有する有価証券は主に日本国債、地方債、政府保証債であり、金利変動リスクに晒されています。有価証券の中には信用リスクのある事業債、円貨建て外国債券も保有しています。また、政策投資として株式を保有しており、価格変動リスクに晒されています。

未収金は保険料の収納代行先に対する債権であり、債務不履行に よってもたらされる信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスクの管理

当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を業務執行部門が随時行うとともに、リスク管理部門が別途定期的に実施し、四半期毎に経営会議に報告しています。

未収金に関する収納代行先の信用リスクに関しては、業務 委託先管理規程に沿って低減を図っています。

b. 市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

当社は、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、四半期毎に経営会議に報告しています。

(b)価格変動リスクの管理

価格変動リスクに晒されている株式は、事業連携関係 の強化を目的とした政策投資として保有しているもの であり、市場環境や財務状況などをモニタリングしてい ます。

c. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が ない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額 の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2012年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

(単位:百万円

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券 ②未収金	73,765 10,709 11.302	75,266 10,709 11.302	1,501 _
資産計	95,776	97,278	1,501

#### (注)金融商品の時価の算定方法

①有価証券

時価は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。

②未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していること から、当該帳簿価額によっています。

- 12.有形固定資産の減価償却累計額は490百万円です。
- 13.関係会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は22百万円です。
- 14.繰延税金資産の総額は4,993百万円です。また、繰延税金資産から評価 性引当額として控除した額は12百万円です。繰延税金資産の発生の主 な原因別の内訳は、責任準備金3,278百万円、支払備金740百万円で す。「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税 法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大 震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関 する特別措置法」(平成23年法律第117号)が2011年12月2日に公布さ れ、2012年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよ び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延 税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は主とし て従来の36.2%から、2012年4月1日に開始する事業年度から2014年 4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 33.3%に、2015年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる 一時差異については30.8%となります。この税率変更により、繰延税金資 産の金額は476百万円減少し、法人税等調整額は472百万円増加してい ます。
- 15.(1)支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	24,122百万円
同上にかかる出再支払備金	278百万円
差引(イ)	23,843百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	348百万円
計(イ+ロ)	24,192百万円
(2)責任準備金の内訳は次のとおりです。	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	57,918百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,312百万円
差引(イ)	56,605百万円
その他の責任準備金(ロ)	10,766百万円
計(イ+ロ)	67,371百万円

16.1株当たりの純資産額は、45,022円51銭です。

算定上の基礎である純資産額は18,009百万円であり、期末発行済株 式数は400千株です。

- 17.退職給付に関する事項は次のとおりです。
  - (1)退職給付債務およびその内訳

_  4012  3   2   3   3   3   3   3   3   3   3	
退職給付債務	△779百万円
未認識数理計算上の差異	62百万円
退職給付引当金	△717百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法 ポイント基準 割引率 1.1% 数理計算上の差異の処理年数 10年

18.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

②損益計算書 (単位:百万円)

<b>②</b> 損益計昇書			(単位:百万円)
年 度科 目	2010年度 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	2011年度 (2011年4月1日から 2012年3月31日まで)	比較増減
経 常 収 益	74,166	80,096	5,929
保 険 引 受 収 益	73,375	79,172	5,797
正味収入保険料	73,343	79,141	5,797
積立保険料等運用益	31	31	0
資 産 運 用 収 益	766	872	105
利 息 及 び 配 当 金 収 入	784	873	89
有 価 証 券 売 却 益	3	23	20
有 価 証 券 償 還 益	10	6	△3
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△31	△31	0
その他経常収益	24	50	26
経 常 費 用	72,021	77,236	5,215
保 険 引 受 費 用	54,491	58,067	3,576
正味支払保険金	39,256	45,032	5,776
損害調査費	4,782	5,081	<b>2</b> 98
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,324	1,367	42
支 払 備 金 繰 入 額	3,178	3,287	109
責任準備金繰入額	5,948	3,298	△2,650
その他保険引受費用	0	0	0
資 産 運 用 費 用	2	4	1
有 価 証 券 売 却 損	_	0	0
有 価 証 券 償 還 損	2	4	1
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	17,491	19,084	1,592
その他経常費用	36	79	43
経 常 利 益	2,144	2,859	714
特 別 利 益	_	-	_
特別 損 失	65	18	△47
固定資產処分損	49	0	△49
特別法上の準備金繰入額	16	17	1
価格変動準備金	16	17	1
税引 前当期 純利益	2,078	2,841	762
法 人 税 及 び 住 民 税	920	555	△364
法 人 税 等 調 整 額	△138	986	1,124
法 人 税 等 合 計	781	1,541	760
当期 純 利 益	1,297	1,299	1

#### 【損益計算書の注記(2011年度)】

- 1. 関係会社との取引による収益総額は1百万円、費用総額は128百 万円です。
- 2. (1)正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

以人保陝料	/9,5/3白万円
支払再保険料	431百万円
差引	79,141百万円
E味支払保険金の内訳は次のとおりです。	

(2)正

支払保険金 45,487百万円 回収再保険金 454百万円 45,032百万円 差引

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費 1,431百万円 出再保険手数料 64百万円 差引 1,367百万円

(4)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。 支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) 2,989百万円 同上に係る出再支払備金繰入額 △241百万円 美引(イ) 3,231百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(口) 56百万円 計(イ+ロ) 3,287百万円

- (5)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。 普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) 5,676百万円 同上に係る出再責任準備金繰入額 △115百万円 差引(イ) 5.791百万円 その他の責任準備金繰入額(口) △2,493百万円 計(イ+ロ) 3,298百万円
- (6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息·配当金	872百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	873百万円

- 3.1株当たりの当期純利益金額は、3,248円10銭です。 算定上の基礎である当期純利益は1,299百万円であり、その全額が 普通株式に係るものです。
  - また、普通株式の期中平均株式数は400千株です。
- 4. 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付 費用の内訳は次のとおりです。

勤務費用	122百万円
利息費用	10百万円
数理計算上の差異の費用処理額	4百万円
退職給付費用	136百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	122百万円
計	258百万円

- 5. 当事業年度における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の 法人税等の負担率は54.3%であり、この差異の主要な内訳は、税率 変更による期末繰延税金資産の減額修正16.6%です。
- 6. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。 兄弟会社等

属性	会社等 の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	株式会社 フロン テッジ	なし	業務 委託	メディア・ プランニング業務等 の委託	3,756	未払金	364

- (注)1.取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。
  - 2. 取引条件および取引条件の決定方針等 取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定してい ます。
- 7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## ③株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

年 度	2010年度	2011年度
科 目	〔2010年4月1日から 2011年3月31日まで〕	〔2011年4月1日から 2012年3月31日まで〕
株主資本		
資本金	20.000	22.222
当期首残高 当期変動額	20,000	20,000
当	_	_
当期末残高	20,000	20,000
資本剰余金	20,000	20,000
資本準備金		
当期首残高	20,000	20,000
当期変動額		
_ 当期変動額合計 当期末残高	20,000	20,000
	20,000	20,000
当期首残高	20,000	20,000
当期変動額	20,000	20,000
当期変動額合計	_	_
当期末残高	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	△24,543	△23,246
当期変動額	△24,545	△23,240
当期純利益	1,297	1,299
当期変動額合計	1,297	1,299
当期末残高	△23,246	△21,946
利益剰余金合計		
当期首残高	△24,543	△23,246
当期変動額 当期純利益	1,297	1,299
	1,297	1,299
当期末残高	△23,246	△21,946
株主資本合計	- ,	, -
当期首残高	15,456	16,753
当期変動額		
当期純利益	1,297	1,299
当期変動額合計  当期末残高	1,297 16,753	1,299 18,053
	10,733	10,033
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	25	19
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6	△63
当期変動額合計 当期末残高	<u>△6</u> 19	△63 △44
	19	△44
当期首残高	25	19
当期変動額		.,
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6	△63
当期変動額合計	△6	△63
当期末残高	19	△44
純資産合計 	15 492	16 772
当期首残高 当期変動額	15,482	16,772
当期純利益	1,297	1,299
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	^6	△63
当期変動額合計	1,290	1,236
当期末残高	16,772	18,009

【株主資本等変動計算書の注記(2011年度)】 1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

					当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発	<b>行</b> 普	<b>済</b> 通	<b>株</b> 株	<b>式</b> 式	400	_	-	400

<sup>2.</sup> 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## ④キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

		(!	単位:日万円)
年 度 科 目	2010年度 (2010年4月1日から 2011年3月31日まで)	<b>2011年度</b> 〔2011年4月1日から 2012年3月31日まで〕	比較増減
営 業 活 動 に よ る キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー			
税 引 前 当 期 純 利 益	2,078	2,841	762
減 価 償 却 費	729	1,033	303
支 払 備 金 の 増 減 額 ( △ は 減 少)	3,178	3,287	109
責 任 準 備 金 の 増 減 額( △ は 減 少)	5,948	3,298	△2,650
退職給付引当金の増減額(△は減少)	91	72	△18
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	6	5	△1
賞 与 引 当 金 の 増 減 額 ( △ は 減 少)	106	11	△94
価格変動準備金の増減額(△は減少)	16	17	1
利 息 及 び 配 当 金 収 入	△784	△873	△89
有 価 証 券 関 係 損 益 ( △ は 益)	△11	△26	△14
有 形 固 定 資 産 関 係 損 益(△ は 益)	17	0	△16
無 形 固 定 資 産 関 係 損 益(△ は 益)	32	_	△32
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△1,390	△1,797	△407
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	198	1,786	1,587
小 計	10,218	9,658	△560
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	978	1,097	118
法 人 税 等 の 支 払 額	△715	△1,041	△326
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,480	9,713	△767
投 資 活 動 に よ る キャッ シュ・フ ロー			
有価証券の取得による支出	△30,050	△26,589	3,460
有価証券の売却・償還による収入	20,182	20,061	△121
資 産 運 用 活 動 計	△9,867	△6,528	3,339
(営業活動及び資産運用活動計)	(612)	(3,184)	(2,571)
有形固定資産の取得による支出	△190	△184	6
そ の 他	△2,366	△4,071	△1,705
投 資 活 動 に よ る キャッ シュ・フ ロ ー	△12,424	△10,785	1,639
財 務 活 動 に よ る キャッ シュ・フ ロ ー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	_	_	_
現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_	_
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,944	△1,071	872
現 金 及 び 現 金 同 等 物 期 首 残 高	8,652	6,707	△1,944
現 金 及 び 現 金 同 等 物 期 末 残 高	6,707	5,635	△1,071

## 【キャッシュ・フロー計算書の注記(2011年度)】

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2012年3月31日現在)

現金及び預貯金 5,161百万円 有価証券 84,474百万円 現金同等物以外の有価証券 △83,999百万円 現金及び現金同等物 5,635百万円

- 3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## ⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科	B				年	度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
	現	金 及	び	預	貯	金	3,507	3,859	5,161
資	有	価		証		券	73,234	80,608	84,474
産	有	形	3	定	資	産	325	384	434
の	無	形	5	定	資	産	1,912	3,632	6,806
部	そ	の	他		資	産	13,553	14,947	16,743
יום	繰	延和	ŧ	金	資	産	5,807	5,949	4,993
	資	産 0		部	合	計	98,340	109,382	118,612
	保	険 契	約	準	備	金	75,851	84,978	91,564
	そ	の	他		負	債	5,809	6,212	7,512
負	退	職給	付	引		金	552	644	717
	役	員 退 職		労	引当	金	28	34	40
債	賞	与	引		当	金	589	695	707
及	価	格変	動	準		金	27	43	61
び	負	債の	)	部	合	計	82,858	92,609	100,603
純	資		本			金	20,000	20,000	20,000
資	資	本	剰		余	金	20,000	20,000	20,000
産	利	益	剰		余	金	△24,543	<b>△23,246</b>	△21,946
の	株	主道	Ĩ	本	合	計	15,456	16,753	18,053
部	そ	の他有価	証 衤		価 差 額		25	19	△44
CI)	評		算を		等 合	計	25	19	△44
	純	資 産	の	部	合	計	15,482	16,772	18,009
	負	債及び糸	資	産 0	部合	計	98,340	109,382	118,612

## [損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

			(+12:17)11/
年 度 科 目	2009年度	2010年度	2011年度
経 常 収 益	68,174	74,166	80,096
保 険 引 受 収 益	67,468	73,375	79,172
(うち正味収入保険料)	67,440	73,343	79,141
資 産 運 用 収 益	681	766	872
(うち利息及び配当金収入)	688	784	873
(うち有価証券売却益)	7	3	23
その他経常収益	24	24	50
経 常 費 用	65,609	72,021	77,236
保 険 引 受 費 用	49,185	54,491	58,067
(うち正味支払保険金)	34,573	39,256	45,032
( う ち 損 害 調 査 費 )	4,009	4,782	5,081
(うち諸手数料及び集金費)	1,271	1,324	1,367
資 産 運 用 費 用	13	2	4
(うち有価証券売却損)	12	_	0
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	16,389	17,491	19,084
_ その他経常費用	20	36	79
経     常     利     益       特     別     利     益	2,565	2,144	2,859
特 別 利 益	_	_	_
特     別     損     失       税     引     前     当     期     純     利     益	863	65	18
税 引 前 当 期 純 利 益	1,702	2,078	2,841
法人税及び住民税	658	920	555
法 人 税 等 調 整 額	△561	△138	986
法 人 税 等 合 計	97	781	1,541
当期 純 利 益	1,604	1,297	1,299

## ⑥1株当たり配当金等の推移

<u></u>	年 度 区 分						年	度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
1	株	当	た	Ŋ	酉	2	当	額	_	_	_
1	株	当た	· 1)	当	期	純	利	益	4,011円55銭 3,243円18銭		3,248円10銭
配		뇔	á		性			向	_	_	_
従	業	員 一	人	当	た り	) 総	資	産	120百万円	118百万円	121百万円

## Ⅲ 資産・負債の明細

①現金及び預貯金

(単位:百万円)

区分		年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末						
現			金	0	0	0					
預	貯		金	3,507	3,859	5,161					
郵便	便 振 替・ 郵 便 月		貯 金	41	26	21					
当	座預		金	_	_	_					
普	通	預	金	3,465	3,832	5,139					
通	通 知 預		知預		知 預 金		金			_	
定	定 期 預		金	_	_	_					
合			計	3,507	3,859	5,161					

②商品有価証券 該当ありません。

③保有有価証券

(単位:百万円)

				年 度	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
区	分				金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
玉				債	29,333	40.1	44,619	55.4	57,709	68.3
地		7	5	債	25,656	35.0	19,990	24.8	13,585	16.1
社				債	12,101	16.5	12,253	15.2	11,207	13.3
株				式	_	_	_	_	600	0.7
外		玉	証	券	997	1.4	897	1.1	897	1.1
そ	の	他	の	証 券	5,144	7.0	2,848	3.5	474	0.6
合				計	73,234	100.0	80,608	100.0	84,474	100.0

## ④保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位:%)

区	 分				年	度	2009年度	2010年度	2011年度
公			社			債	1.00	1.02	1.04
株						式	_	_	-
外		玉		証		券	2.22	1.96	2.11
そ	の	他	0	)	証	券	0.15	0.10	0.11
合						計	0.97	0.99	1.03
資	産	運	用	利		Ŋ	0.98	1.00	1.06
( 耋	多考	)時	価 総	合	利回	Ŋ	1.28	0.99	0.95

#### ⑤有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

<u></u>		וונאי נו אירי	-11111111111111111111111111111111111111	J									
				年 度		2011年度末							
区	分				1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計		
玉				債	11,032	14,409	922	2,747	10,448	18,149	57,709		
地		7	ち	債	5,370	2,819	991	643	2,053	1,706	13,585		
社				債	2,722	2,991	816	1,408	1,857	1,410	11,207		
株				式	_	_	_	_	_	600	600		
外		围	証	券	400	299	_	_	103	93	897		
そ	の	他	の	証 券	_	_	_	_	_	474	474		
合				計	19,526	20,520	2,729	4,798	14,463	22,434	84,474		

(単位:百万円)

										(-1	-12 · L / / 1/
				年 度				2010年度末			
区	分				1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
玉				債	3,607	15,243	11,910	316	388	13,152	44,619
地		7.	5	債	9,033	6,665	2,273	312	_	1,705	19,990
社				債	3,831	4,201	1,890	554	212	1,562	12,253
株				式	_	_	_	_	_	_	_
外		玉	証	券	_	700	_	_	104	92	897
そ	Ø	他	Ø	証 券	_	_	_	_	_	2,848	2,848
合				計	16,472	26,811	16,074	1,183	705	19,360	80,608

## ⑥業種別保有株式の額

(単位:百万株、百万円)

			1	年 度	2011年度末					
区:	<del>र्</del> गे				株数	金額	構成比(%)			
金	融	保	険	業	1	600	100.0			
合				計	1	600	100.0			

- (注)1.業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。
  - 2. 銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しています。

⑦貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑧担保別貸付金残高

該当ありません。

⑨使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合

該当ありません。

#### ⑫リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

_											( 1 1 1 2 1 2 7 3 1 3 7
区:	分							年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
破		綻		先		債		権	_	_	_
延		清	带		侵	ŧ		権	_	_	_
3	カ	月	以	上	延	滞	債	権	_	_	_
貸	付	条	件		緩	和	債	権	_	_	_
合								計	_	_	_

(注)1.破 綻 先 債 権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の 見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」 という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度 額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

2.延 滞 債 権

未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を 猶予した貸付金以外の貸付金です。

3.3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

4. 貸付条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、1.から3.までに掲げる債権に該当しないものです。

#### ⑬債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区分			年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
破産	更 生 債 権 及	びこれらに準す	『る債権	_	_	_
危	険	債	権	_	_	_
要	管	理 債	権	_	_	_
正	常	債	権	_	_	-
合			計	_	_	_

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により、経営破綻に陥っている債務者に 対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 要管理債権

4. 正常債権

3カ月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く)であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で1.および2.に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金に該当しない債権です。

2.に掲げる慎権ならびに3刀月以上延済

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のもの

に区分される債権です。

## ⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分						年	度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
±							地	-	_	_
営			業				用	_	_	_
賃			貸				用	_	_	_
建							物	223	227	255
営			業				用	223	227	255
賃			貸				用	_	_	-
建	設	1	反	甚	ħ		定	-	_	-
営			業				用	_	_	-
賃			貸				用	_	_	-
		Ī	Ħ					223	227	255
営			業				用	223	227	255
賃			貸				用	_	_	-
その	他の	有	形	固	定	資	産	102	156	178
有 形	固	定	資	産	í	<u></u>	計	325	384	434

⑤特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支

該当ありません。

#### 16保険契約準備金

[支払備金] (単位:百万円)

種	▤						年	度	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末
火海傷自自そ	動	車	損	動害の	賠	償	責	災上害車任他	0 16 542 13,520 167	0 5 666 14,875 182	0 6 753 16,750 215 –	5 15 828 19,768 287 –	0 180 841 22,822 348 -
合								計	14,246	15,729	17,725	20,904	24,192

**[責任準備金]** (単位:百万円)

種 目	年 度	2007年度末	2008年度末	2009年度末	2010年度末	2011年度末
火 海 傷 自 動 車 損 動 そ	災上 害 車 賠 償 責 任 他	68 235 11,169 30,039 1,198	105 191 14,731 34,539 1,223	84 56 18,382 38,267 1,333	100 45 22,105 40,499 1,323	160 43 25,970 39,895 1,302
合	計	42,711	50,791	58,125	64,073	67,371

#### [責任準備金残高の内訳]

(単位:百万円)

														(   12   12   13   13
	区 分						区	分						
種	Ħ								普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計
火								災	144	15	0	_	_	160
海								上	40	3	_	_	_	43
傷								害	24,264	1,648	53	3	_	25,970
自				動				車	32,156	7,738	_	_	_	39,895
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	1,302	_	_	_	_	1,302
そ				の				他	_	_	_	_	_	_
合								計	57,907	9,406	54	3	_	67,371

(単位:百万円)

	区 分						区	分	2010年度末						
種	目								普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計	
火								災	92	7	0	_	_	100	
海								上	40	4	_	_	_	45	
海 傷								害	20,689	1,404	8	2	_	22,105	
自				動				車	30,011	10,488	_	_	_	40,499	
自	動	車	損	害	賠	償	責	任	1,323	_	_	_	_	1,323	
そ				の				他	_	_	_	_	_	_	
合								計	52,157	11,905	8	2	_	64,073	

<sup>(</sup>注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

#### ⑰責任準備金積立水準

区 分	年!	2010年度	2011年度
積 立 方 式	標準責任準備金対象契	哲 標準責任準備金	標準責任準備金
傾立刀式	標 準 責 任 準 備 金 対 象 外 契 3	<b>勺</b> —	-
積	立	国 100.0%	100.0%

- (注)1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる 保険としている保険契約を除いています。
  - 2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
  - 3. 積立率=(実際に積立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷ (下記(1)~(3) の合計額)
    - (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
    - (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
    - (3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## 18引当金明細表

[2011年度]

(単位:百万円)

		Б Д			2010年度末	2011年度	2011年	度減少額	2011年度末
		区 分			残 高	増加額	目的使用	その他	残 高
貸	一 般	貸倒	引 当	金	_	_	_	_	-
貸倒引当金	個 別	貸倒	引 当	金	_	_	_	_	_
当	特定海	外 債 権	引当勘	定	_	_	_	_	-
金	合			計	_	-	ı	_	-
役	員 退	職慰労	当 引 当	金	34	9	3	_	40
賞	与	引	当	金	695	707	695	_	707
価	格 郅	变 動	準 備	金	43	17	_	_	61

[2010年度] (単位:百万円)

																( 1-2	· · □/// //
			区 5	۷				2009	年度末	2010	年度		2010年	度減少	額	2010	年度末
			<u> </u>	ני				残	高	増加	額	目的	使 用	7	の他	残	高
貸	一 般	貸	侄	ij	引	当	金		_	-	-	-	-		_		_
倒	個 別	貸	侄	1	引	当	金		_	-	-	-	-		_		_
貸倒引当金	特定》	勇 外	債	権	引	当 勘	定		_	-	-	-	-		_		_
金	合						計		_	_	•	-	_		_		_
役	員 退	職	慰	労	引	当	金	2	8	(	•	-	-		_	3	34
賞	与		引		当	i	金	58	9	695	5	58	9		_	69	95
価	格	変	動	3	隼	備	金	2	7	16	•	-	-		_	4	43

⑨貸付金償却の額 該当ありません。

## Ⅲ 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

		_	年 度		2009年度			2010年度			2011年度	
区	分			売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
玉		債	等	7	12	_	3	_	_	23	0	_
株			式	_	_	_	_	_	_	_	_	_
外	围	証	券	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合			計	7	12	_	3	_	1	23	0	1

②売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

## ③事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区:	 分					年	度	2009年度	2010年	度	2011年度
人			件				費	5,819	6,542	2	7,131
物			件				費	13,985	15,074	ļ	16,425
税							金	566	626	5	600
火災	予防拠と	出金お	よびざ	を通事	故予	防拠と	出金	0	O	)	0
保険	契約者	备保護	機構	に対	する	負担	金鱼	27	31		8
諸	手 数	料	及	び	集	金	費	1,271	1,324	ļ.	1,367
合							計	21,671	23,599	)	25,533

<sup>(</sup>注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

**④固定資産処分損益** (単位:百万円)

					年 度	200	)9年度	201	0年度	201 <sup>2</sup>	1年度
区分	र्					処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
±	地	ķ	•	建	牧	<b>y</b>   -	5	_	7	_	0
その	) 他	の有	形匠	定	資産	<u> </u>	2	_	9	_	0
無	形	固	定	資	產	<u> </u>	840	_	32	_	_
合					ŧ		848	_	49	_	0

## ⑤減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

[2011年度] (単位:百万円)

			資	産の	D種类	Ą				取得価額	2011年度 償却額	償却累計額	2011年度末 残高
建									物	538	48	283	255
				営		į	業		用	538	48	283	255
				賃		1	賞		用	ı	1	_	_
そ	の 他	<b>3</b> σ.	ס	有	形	固	定	資	産	385	87	206	178
無	形		Œ	3	定	2	資		産	12,042	897	5,236	6,806
合	合計					計	12,966	1,033	5,726	7,240			

[2010年度] (単位:百万円)

			Ì	資産の	の種類	Ą				取得価額	2010年度 償却額	償却累計額	2010年度末 残高
建									物	463	46	235	227
				営		į	業		用	463	46	235	227
				賃		1	賞		用	_	_	_	_
そ	の	他	の	有	形	固	定	資	産	278	67	121	156
無		形	I	吉	定	2	資		産	7,979	614	4,347	3,632
合	合 計			8,721	729	4,704	4,016						

## ☑ 時価情報等

①有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券] (単位:百万円)

					2010年度末			2011年度末	
種類				貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額	公	社	債	54,861	55,376	514	72,797	74,289	1,491
を超えるもの	外	国証	券	700	713	13	897	907	10
	小		計	55,561	56,089	527	73,695	75,197	1,501
時価が貸借対照表計上額	公	社	債	11,083	10,875	△207	69	69	△0
を超えないもの	外	国証	券	196	193	△3	_	_	_
	小		計	11,280	11,069	△210	69	69	△0
合			計	66,841	67,159	317	73,765	75,266	1,501

[子会社株式および関連会社株式] 該当ありません。

[その他有価証券] (単位:百万円)

					2040年前士			2044年前士	(十位・ロ/기 )/
					2010年度末			2011年度末	
種類				貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が	公	社	債	5,609	5,552	57	9,112	9,033	78
取得原価を超えるもの	株		式	_	_	_	_	_	_
	そ	の	他	_	_	_	_	_	_
	小		計	5,609	5,552	57	9,112	9,033	78
貸借対照表計上額が	公	社	債	5,308	5,336	△27	522	545	△ 23
取得原価を超えないもの	株		式	_	_	_	600	718	△ 118
	そ	の	他	2,848	2,848	_	474	474	_
	小		計	8,156	8,184	△27	1,596	1,739	△ 142
合			計	13,766	13,736	29	10,709	10,772	△ 63

#### [当年度中に売却したその他有価証券]

[当年度	中に売却したその他	也有価証	[券]					(単位:百万円)
				2010年度			2011年度	
	種類		売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公	社	債	507	3	_	3,008	23	0

②金銭の信託 該当ありません。

③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) 該当ありません。

④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 該当ありません。

⑤先物外国為替取引 該当ありません。

⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く) 該当ありません。

⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金 融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商 品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有する ものに係るものに限る)

該当ありません。

## ☑ 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書

2011年4月1日から2012年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

## 確認書

ソニー損害保険株式会社 代表取締役社長 山本 真一

- 1. 私は、当社の2011年4月1日から2012年3月31日までの第14期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
- 2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
  - (1)財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
  - (2)内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
  - (3) 当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

## 団 その他

「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当事項はありません。

## 会社の概要

## Ⅱ 株主・株式の状況

## ①基本事項

**■定時株主総会開催時期** 事業年度終了後4ヵ月以内

■決算期日 毎年3月31日

■公告の方法 電子公告 (公告掲載URL http://from.sonysonpo.co.jp/company/fr05070.html)

\* 電子公告できない場合、東京都において発行される日本経済新聞に掲載します。

## ②株式分布状況および上位10名の株主

(2012年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区南青山1-1-1	40万株	100%

## ③資本金の推移および最近の新株の発行

(2012年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 <sup>(単位:株)</sup>	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)
1998年 6月10日	9,600	9,600	_	480
1999年 4月 3日	400	10,000	20	500
1999年 7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年 7月 4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年 8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000

## Ⅲ 従業員の状況

(2012年3月31日現在)

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合 計	979名	37.5歳	4.5年	369千円

<sup>(</sup>注)1. 従業員には、使用人兼務取締役、休職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。

<sup>2.</sup> 平均給与月額は2012年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。

<sup>3.</sup> 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

## Ⅲ 取締役・監査役および執行役員一覧

(2012年7月1日現在)

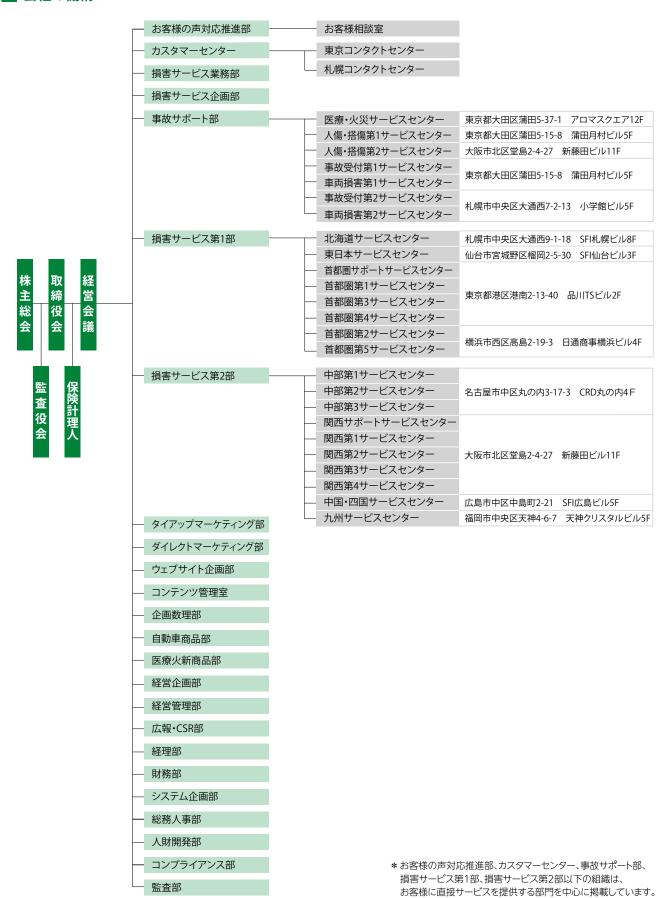
役 職	氏 名	主な兼職の状況
代表取締役社長	***もと しんいち 山本 真一 *	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役
取締役	<sup>に わ あっお</sup> 丹羽 淳雄 *	
取締役	t 〈 s hthl 佐久間 隆 *	
取締役	ふくもと としひで 福本 俊彦 *	
取締役	がはら かっき井原 勝美	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役社長 ソニー生命保険株式会社 代表取締役社長 ソニー銀行株式会社 取締役 ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社 取締役
取締役	<sub>わたなべ</sub> ひろとし 渡辺 寛敏	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 専務取締役 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役 SA Reinsurance Ltd. 取締役
常勤監査役	やじま たかとし 矢島 孝俊	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役
監査役	さの ひろし 佐野 宏	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監 査 役	なかがわ たかゆき 中川 隆之	ソニー株式会社 経理部門IFRS推進部マネジャー

<sup>\*</sup> 執行役員を兼務

(2012年7月1日現在)

役 職	氏 名	担当職務
社長執行役員	やまもと しんいち 山本 真一	監査部担当
専務執行役員	丹羽 淳雄	経営企画部担当、経営管理部担当、広報·CSR部担当、経理部担当 経営企画部長委嘱
専務執行役員	さくま たかし 佐久間 隆	ダイレクトマーケティング部担当、ウェブサイト企画部担当、コンテンツ管理室担当 ダイレクトマーケティング部長委嘱
執 行 役 員	ふくもと としひて 福本 俊彦	総務人事部担当、人財開発部担当、財務部担当、コンプライアンス部担当、 お客様の声対応推進部担当
執行役員	福谷 仁良	カスタマーセンター担当、企画数理部担当、自動車商品部担当、医療火新商品部担当 カスタマーセンター部長委嘱
執 行 役 員	みじい のぶひと 藤井 信彦	タイアップマーケティング部担当 タイアップマーケティング部長委嘱
執 行 役 員	たまだ こういちろう 玉田 孝一郎	システム企画部担当システム企画部長委嘱
執 行 役 員	はまば よういち 濱場 洋一	損害サービス業務部担当、損害サービス企画部担当、事故サポート部担当、 損害サービス第1部担当、損害サービス第2部担当 損害サービス業務部長委嘱

## ☑ 会社の機構



2012年7月1日現在

## 損害保険用語の解説(50音順)

#### ■解約返戻金

保険契約を解約した場合に、受取ることができるお金のことで、保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額が異なります。

#### ■価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として、あらかじめ積立てる準備金をいいます。

#### ■過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に 応じて損害賠償額を減額することをいいます。

#### ■過失割合

保険事故における過失(不注意等)の割合をいい、損害額の算定に影響を 及ぼします。

#### ■契約の解除

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

#### ■契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、 保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は保険契約 は失効となります。

#### ■告知事項

危険(損害または傷害の発生する可能性)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結に際して、保険会社からの質問に正しくお答えいただく事項をいいます。(告知義務)

#### ■再調達価額

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するため に必要な金額をいいます。

#### □市場販売価格相当額

契約している自動車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または 年式で同一損耗程度の自動車を、自動車販売店等がお客様に販売する 店頭渡現金販売価格相当額をいいます。消費税は含まれますが、それ 以外の税金、保険料、登録費用等は含まれません。

#### ■時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するため に必要な金額から、使用による消耗分を差引いた金額をいいます。

#### ■事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

#### ■地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、国税は2007年分以後の所得税、 地方税は2008年度分以後の個人住民税について、その支払保険料に応 じて、一定の額がその年の契約者の所得から差引かれる制度をいいます。

#### ■全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

#### ■損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行っています。

#### ■損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営 分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に 損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

#### ■通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかに保険会社に連絡する義務をいいます。

#### ■被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を 「他人のためにする保険契約」といいます。

#### ■分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

#### ■保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う 期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は 保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われて いないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあり、その 場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

#### ■保険金

保険契約によって補償される事故により損害が生じた場合に、保険会社が 被保険者に支払う金銭のことです。

#### ■保険金額

保険契約において設定する契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

#### ■保障契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、 保険料の支払義務を負います。

#### ■保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が 決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。 支払備金、責任準備金などがあります。

#### □支扒備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保 険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立て る準備金のことをいいます。

#### □責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金等」、などがあります。

#### ■保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支 払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などが その例です。

#### ■保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

#### ■保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

#### □正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

#### ■保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた 普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更する特約とがあり ます。

#### ■保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。保 険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

#### ■免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合があり、これを免責または免責事項といいます。保険事故が発生しても、免責事項に該当する場合は補償されません。

#### ■免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

#### ■免責条項

損害が生じても保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」などの見出しがつけられています。

# 開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)	
I 保険会社の概況および組織	
経営の組織 72	● 保有有価証券利回り
上位10名の株主 70 取締役および監査役 71	● 有価証券の種類別の残存期間別残高
	● 業種別保有株式の額
Ⅱ保険会社の主要な業務の内容 11~27,32,35,72	● 貸付金の残存期間別の残高 63
Ⅲ保険会社の主要な業務に関する事項	<ul><li>■ 担保別貸付金残高</li></ul>
1 直近の事業年度における事業の概況42,43	● 使途別の貸付金残高および構成比 63
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 44	● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 63
• 経常収益	● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 63
・経常利益または経常損失	● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高 64
・当期純利益または当期純損失	(5)特別勘定に関する指標等
・資本金の額および発行済株式の総数	● 特別勘定資産残高
・純資産額	● 特別勘定資産
・総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額	● 特別勘定の運用収支
・責任準備金残高	4 責任準備金の残高の内訳 65
・貸付金残高	5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト) ・・・・・・ 49
・有価証券残高	6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 50
・保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率	Ⅳ保険会社の運営
(ソルベンシー・マージン比率)	1 リスク管理の体制34,35
・配当性向	2 法令遵守の体制
• 従業員数	3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性 ・・・・・ 36
・正味収入保険料の額	V 直近の2事業年度における財産の状況
3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等	1 計算書類
(1)主要な業務の状況を示す指標等	● 貸借対照表
● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額 45	● 損益計算書 ·············57,58
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額 45	<ul><li>● キャッシュ・フロー計算書</li></ul>
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額46,48	<ul><li>株主資本等変動計算書 ······ 59</li></ul>
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額46,47	2 リスク管理債権
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額46,47	・破綻先債権
(2)保険契約に関する指標等	• 延滞債権
● 契約者(社員)配当金の額	・3カ月以上延滞債権
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率 48	• 貸付条件緩和債権
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率 48	・リスク管理債権の合計額
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合 46	3 債務者区分に基づいて区分された債権 ····································
● 出再を行った再保険者の数 49	・破産更生債権及びこれらに準ずる債権
● 出再保険料の上位5社の割合49	<ul><li>・危険債権</li></ul>
● 出再保険料の格付ごとの割合 49	<ul><li>要管理債権</li></ul>
● 未収再保険金の額 47	<ul><li>正常債権</li></ul>
(3)経理に関する指標等	4 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率) ・・・・・52,53
● 支払備金の額および責任準備金の額	5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)
● 責任準備金積立水準	● 有価証券67,68
<ul><li>● 引当金明細表(貸倒引当金の期末残高および期中の増減額を含む) … 66</li><li>*カッコ内が法定開示項目</li></ul>	● 金銭の信託
<ul><li>*ガノコ内が広に用が明日</li><li>貸付金償却の額</li></ul>	● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) ・・・・・ 68
<ul><li>資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)・・・・・・・・66</li></ul>	● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 68
<ul><li>● 貝本並守明和及(百分利亜学開並のあり) は急慢立並/************************************</li></ul>	<ul><li>● 先物外国為替取引</li></ul>
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動 49	● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く) … 68
● 事業費	● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは
(4) 資産運用に関する指標等	有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証
● 資産運用の概況 50	券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品
● 利息配当収入の額および運用利回り 51	取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同
● 海外投融資残高および構成比	項第1号の性質を有するものに係るものに限る) 68
● 海外投融資利回り	6 その他
● 商品有価証券の平均残高および売買高 62	● 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類
● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比 62	について会社法による会計監査人の監査を受けている旨 54

## ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2012

## 2012年7月発行

ソニー損害保険株式会社 広報・CSR部 〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F TEL. 03-5744-0300(代表) http://www.sonysonpo.co.jp/



IS515314/ISO(JIS Q)27001

BSIグループジャパン株式会社より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO(JIS Q) 27001の認証を取得しています。





ビューローベリタスジャパン株式会社より、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001の認証を、本社、蒲田、大阪および札幌の主要4事業所において取得しています。

本冊子に掲載されている商標「Feel the Difference」、「S·mile工房」、「おりても特約」、「SURE」、「コミュニケーションボード」、「トラブルナビ」はソニー損保の登録商標です。 このほか、本冊子に掲載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の商標または登録商標です。







